### 資料紹介

# 北海道博物館所蔵の林栴家資料

## ヨイチ場所の書上―

東俊佑・三浦泰之・ちゃれんが古文書クラブ

キーワード 場所請負制(Subcontracted Trading Post System) くずし字(Kuzushiji) (Ezochi)、近世 (Early Modern)、江戸時代 (Edo Period)、

## はじめに

「ちゃれんが古文書クラブ」で行った林栴家資料(当館所蔵) 本稿は、 その活動成果である古文書翻刻文を紹介するものである。 令和二年 (二○二○)から活動をはじめた古文書学習サー の講読につ -クル

ついては、 館目録①番号のB71~B78を講読した。クラブの趣旨・目的や林栴家資料に 行った。講読文書は、 話人となり、 令和四年 昨年度の「資料紹介」(②を参照していただきたい (二〇二二) 度は、十六名のメンバーに当館学芸員の三浦 五〜十二月に月一〜二回程度集まり古文書の講読会 前年度に続いて北海道博物館所蔵の林栴家資料とし、 (学習会)を ・東が世 同

(東俊佑)

(10)

(9)

### 史料編

れを校訂した。 令和四年度 のとおり) 「ちゃれんが古文書クラブ」において講読した史料 各史料の解題は東が執筆し、末尾に一括して掲載した。 について、 東がテキスト入力・編集作業を行い、 三浦・東がこ (次頁の [表

> 料検索」により閲覧が可能なため、 各史料を全丁撮影した画像は、 北海道博物館ウェブサイトのなかの 本資料紹介ではこれを省略した。 「収蔵資

翻刻は、 次の凡例に拠り行った。

(2)(1)

- 旧字体・異体字・略字は、原則として常用漢字に改めた
- 変体仮名は、普通の平仮名に改め、合字も分解して普通の仮名とした。ただし、 (より)、 江(え)、与(と)、之(の)、者(は)、茂 (も) はそのままとし
- 読点は校訂者が付し、校訂者による註記は「 であることを示す校訂者による註記である。 「◎」以下の文も校訂者による註記である。 また、「◎半丁白紙」などの行頭の 〕で示した。 〔ママ〕は翻刻どおり

(3)

- (4) 翻刻文中、 現在では使わない不適切な用語もあるが、 史料としての性格上、 そのま
- (5) 各史料冒頭の [ ] 内は、 『林家資料目録 (北海道開拓記念館一括資料目録第三八

集) 』

の整理番号を示す

まとした。

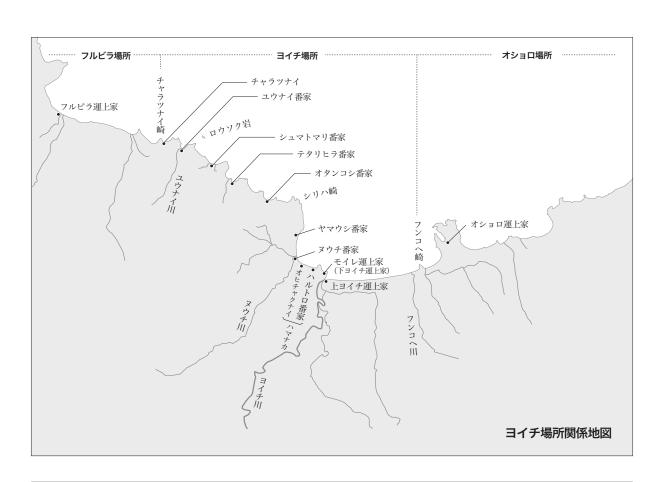
- (6) 翻刻文中の□は判読不能の文字一字、 ]は二字以上の判読不能の文字を示
- 抹消訂正文字は、 左傍に「~」を付して右傍に訂正文字を細書した。
- (8) (7)の資料は、 丁数と表裏の別を文末に〔算用数字オ〕・〔算用数字ウ〕で記した。 表紙・裏表紙として使われている丁も一丁と数えた。 なお、 紙縒綴
- 年代・日付や金額など、原文で割注で表示されているものについて、 行に改めた箇所がある 編集の都合上
- 判断したものは、 原文において改行ないし半改行で示されているものについて、とくに意味がないと 編集の都合上一行に改めた。

ちゃれんが古文書クラブ:北海道博物館道民参加型学習サークル 三浦泰之:北海道博物館 俊佑:北海道博物館 研究部 研究部 歴史研究グループ 歴史研究グループ

### 表 1 林栴家資料B71~B78の基本情報

整理 番号	収蔵 番号	資料名	数量	形態	年代	大きさ 縦	(cm) 横	丁数	作成者・著者 差出→宛所	備考
B71	153935	此五冊ニ諸書上諸答書	1綴	竪帳	天保3年	24.8	17.2	20		5冊1綴
	(→)	上下ヨイチ御場所御軽物 取蝦夷人別書上	1冊	竪帳	天保3年 10月			3	支配人長七→御詰合	
	(二)	上〔境ゟ境迠山諸木有所 書出〕	1 ∰	竪帳	天保3年 7月			3	ヨイチ御場所支配人 長七→イシカリ御詰 合	
	(三)	上〔運上家蔵々漁小家蝦 夷家書上〕	1 ∰	竪帳	天保3年 5月			6	ヨイチ御場所支配人 長七→御詰合	
	(四)	御詰合様方江七度御進物 金納書上	1冊	竪帳	天保3年 7月27日			4	ヨイチ御場所支配人 長七→御詰合	
	(五)	上〔上下ヨイチ場所御目 見得蝦夷人書上〕	1冊	竪帳	天保3年 6月3日			4	ヨイチ支配人長七→ 御詰合	
B72	153934	御場所海岸図取御通行記 録	1綴	竪帳	天保4年	25.7	18.5	37		7冊1綴
	(→)	御場所海岸図取御通行記 録	1冊	竪帳	天保4年 7月晦日			7	上下ヨイチ御場所運 上家	
	(二)	上〔上下ヨイチ出産物・ 蝦夷家等書上〕	1冊	竪帳	天保4年 7月			6	上下ヨイチ御場所運 上家	
	(三)	追鯡取御免判書上	1冊	竪帳	天保4年 5月			7	ヨイチ御場所支配人 長七	
	(四)	合船書上	1冊	竪帳	天保4年 5月			3	ヨイチ御場所支配人 長七	
	(五)	御積米書上	1冊	竪帳				3	_	
	(六)	上下ヨイチ御場所仕込品 積下り船々書上	1冊	竪帳	天保4年 5月			6	ヨイチ御場所支配人 長七	
	(七)	上下ヨイチ御場所番人書 上	1冊	竪帳	天保4年 5月			5	ヨイチ御場所支配人 長七	
B73	153854	御家老様御廻嶋二付御取 扱心得書	1綴	竪帳	天保12年 5月	24.5	17.4	15		2冊1綴
	()	御家老様御廻嶋ニ付御取 扱心得書	1冊	竪帳				4		
	(二)	〔御家老様御廻嶋之御人 数・座敷・出迎船、書上 弐冊〕	1 ∰	竪帳	天保12年 5月			11	支配人代孫兵衛	
B74	153938	〔諸書上・届書綴〕	1綴	竪帳		26.7	18.3	56		15冊1綴
	(→)	壱番幸宝丸入津之口書	1 ∰	竪帳	卯〔天保14年〕 4月9日			4	ヨイチ運上や→イシ カリ御詰所	
	(二)	弐番円通丸入津口書	1冊	竪帳	卯〔天保14年〕 4月20日			4	ヨイチ運上屋→いし かり御詰所	
	(三)	四番神明丸入津口書	1 冊	竪帳	卯〔天保14年〕 5月20日			4	ヨイチ運上家→イシ カリ御役所	
	(四)	五番広栄丸入津口上	1冊	竪帳	卯〔天保14年〕 6月5日			4	ヨイチ運上家→イシ カリ御詰所	
	(五)	神力丸入津之口上	1 冊	竪帳	天保14年 7月9日			3	沖船頭嘉助など10 名→イシカリ御詰所	
	(六)	運上家漁船蝦夷船并書上	1冊	竪帳	卯〔天保14年〕 8月			3	支配人長七	
	(七)	松栄丸積荷本送状	1冊	竪帳	午閏月			3	余市同出稼処元小家 →福山全御店	
	(八)	覚〔造船改届〕	1 ∰	竪帳	卯〔天保14年〕 5~6月			7	ヨイチ運上や→江指 沖口御役所・御詰所	
	(九)	御軽物書上	1 ∰	竪帳	天保14年 3月			3	ヨイチ御場所支配人 長七→御詰合	

整理番号	収蔵 番号	資料名	数量	形態	年代	<u>大きさ</u> 縦	(cm) 横	丁数	作成者・著者 備考 差出→宛所
	(十)	〔御備米・御備幕串松明 草鞋書上〕	1 ∰	竪帳	天保14年 6月			5	ヨイチ御場所支配人 長七→御詰合
	(+-)	御備品書上	1 ∰	竪帳	卯〔天保14年〕			4	ヨイチ場所支配人長 七→イシカリ御詰所
	(十二)	御軽物書上	1 冊	竪帳	天保14年 5月			2	ヨイチ御場所支配人 長七→御詰合
	(十三)	ヨイチ御場所里数書上	1 ∰	竪帳	卯〔天保14年〕 5月3日			3	ヨイチ御場所支配人 長七・通詞市右衛門 →イシカリ御詰合
	(十四)	陸通下り番人書上	1 冊	竪帳	天保14年 3月			4	ヨイチ御場所支配人 長七→御詰合
	(十五)	追蚫出稼之書上	1 ∰	竪帳	天保13年 5月	_	_	3	ヨイチ御場所支配人 長七→御詰合
B75	154023	公辺御役人様方江答書写	1 ∰	竪帳	寅〔嘉永7年〕 5月	24.7	16.2	4	
B76	153867	書上留	1 ∰	横半帳	安政2年 4月	16.8	12.5	24	<b>企</b> 主
В77	153874	余市場所要用留	3点				*	( ( → )	の最終丁に(二)(三)が挟み込み
	(→)	余市場所要用留	1 ##	横半帳	安政2年 4月	17.0	12.4	46	林源姓〔林源左衛門〕
	(二)	〔ヨイチ場所運上家・番 家書上〕	1枚			23.7	32.7		
	(三)	〔付箋〕	1枚			15.2	10.5		
B78	153939	〔ヨイチ場所諸書上綴〕	1 ##	竪帳	卯〔安政2年〕 8月	24.8	16.7	122	



## [B7] 此五冊二諸書上諸答書

# (一)上下ヨイチ御場所御軽物取蝦夷人別書上

## 此五冊ニ諸書上諸答書

イシカリ御勤番 上田堤様 竹内儀兵衛様 上下ヨイチ御場所御軽物取蝦夷人別書上

重役之節改メ被仰出候〔ーオ〕

◎半丁白紙 (12)

覚

上

境
ら境
ら山
諸木有
所
書出
し被
仰付候

上田堤様、竹内儀兵衛様御重役御勤番之節改被仰付候、〔ユオ〕

下ヨイチ乙名 上ヨイチ脳乙名 子トハケ イタ名 サウシユス ・サケシユス ・サン

リコツ ウトクン子

 $\vec{\phantom{a}}$ 

シハシノ

ヤヱノニ

 $\vec{\phantom{a}}$ 

 $\overline{\phantom{a}}$  $\overline{\phantom{a}}$  $\vec{\phantom{a}}$  $\vec{\phantom{a}}$ 

キムンカイ

トンキタヱ [2オ]

シフヤ モンコ相ノ

タサラ

イクハシ

◎半丁白紙 (12)

一、チヤラツナイ村フルヒラ境

雑木山

覚

一、ユウナイ村

但し弐里奥山ニ椴木少々有是、

一、シユマトマリ村 レタリヒラ村

同 (2 オ)

雑木山

一、ヲタンコシ村

但しシリハ山有是候得共雑木斗、

〆拾四人 [2ウ]

候、以上、 右者上下ヨイチ御場所書面之蝦夷人、例年御軽物ニ付山入仕候間、此段奉申上

天保三辰年

御詰合様〔3オ〕

## (二) 上 (境 ら境 ら境 当山諸木有所書出)

# ◎半丁白紙 (3ウ)

天保三年

長谷川喜藤治様 上田様竹内様

辰五月六日書上

当御詰合

渡辺皆蔵様〔ーオ〕

◎半丁白紙 [12]

一、ヤマウシ村 、ヌウチ村

但し壱里半奥椴木少々有是、

雑木山

「、「ヲヒシヤクナイ村」 雑木山 [2ウ]

但し川上弐里奥トハフニ与申所椴木有是候、

一、フンコへ崎

但し弐里奥椴木少々有是候、

右者上下ヨイチ御場所之山境より境迠「木品」書面之通相違無御座候、[點紙]

以上、 [3 \*]

天保三年

辰七月

御詰合様 (3ウ)

ヨイチ御場所 長七

(三) 上 (運上家蔵々漁小家蝦夷家書上)

辰年書上物

上

覚

但シ同所

占フルヒラ境チャラチナイ

滝境 道法拾九丁、〔21〕

三軒

榧蔵

壱軒

春漁小家壱軒 ユウナイ村

シユマトマリ村

春夏漁小家壱軒

壱軒

榧蔵

蝦夷家七軒 ドヨイチ 北所

レタリヒラ村

春夏漁小家壱軒

壱軒 (2 2)

榧蔵

蝦夷家拾軒 ドヨイチ ・

ヲタンコシ村

春漁小家壱軒

✓ (3 才)

榧蔵

壱軒

榧蔵 春漁小家壱軒 ヤマウシ村 壱軒

226

(5)

運上家 但し同所ゟ秋味川迠道法六丁 を表する。 但し此所小川有、 但し夏分弁財掛間有、 (4オ) (3 ウ 蝦夷家三拾三軒此処 蝦夷家五軒 ドヨイチ エ 蝦夷家八軒 下ヨイチ 千 板蔵 榧蔵 榧蔵弐軒 榧蔵弐軒 板蔵 運上家 板蔵 ヌウチ村 ヲヒチヤクナイ村 榧蔵 壱軒 春漁小家壱軒 モイレ村 春漁小家壱軒 壱軒 [5オ] 壱軒 壱軒 五軒 (4ウ) 右者当御場所運上家蔵々漁小家并蝦夷家共書面之通相違無御座候、 ◎半丁白紙 (1ウ) ◎半丁白紙 (6ウ) 四 辰五月 天保三辰年七月廿七日 御生田玄丹様 御生田玄丹様 御車役 後兵衛様 金弐両 闻 御詰合様方江七度御進物金納書上 御詰合様方江七度御進物金納書上 御詰合様 [6オ] 乍恐以書附奉願上候 但し同所ゟヲシヨロ境フンコへ崎迠 道法壱里拾丁 (5ウ) 御重役様 御徒士様 (ロイシカリ下役 長谷川喜藤司様 海御場所 海御場所 海辺皆蔵様 ラタスツ 白鳥右作様 イワナイ 高橋鉄太郎様 (ロオ) 蝦夷 家 拾 軒 ヨイチ御場所支配人 X 山本幸司様 御詰之節 以上、

前書之通辰年渡辺皆蔵様御詰之節御引払砌相渡し申候、「「之」欠カ」 御憐愍御聞済被仰付被下置度、 所同様ニ 右者出稼御進物願受代金奉上納候、 右者御着より御交代迠七度御進物料、前書之通金納仕度奉存候間、 一、三朱 一、三朱 一、同 天保三年 弐朱 同三分 同壱両壱歩 同壱両 同三両 闰 〆金拾弐両也 金三歩也 [4オ] 但し当御詰合様ゟ御添触等御差出し候付、 辰七月廿七日 覚 巳三月御家来壱人ニ付弐朱増 [2ウ] 御詰合様 両御詰合様 御下役様 ヲタスツ 御重役様 御家来衆中様 御詰合様 御詰合様 [2オ] 当御詰合様 御医師様 御徒士様 此段奉願上候、 以上、 ヨイチ御場所 以上、〔3才〕 為後相印置也、 乍恐隣御場 〔3 ウ ◎半丁白紙 (1ウ) (五) 上 (上下ヨイチ場所御目見得蝦夷人書上) 天保三年 上 辰七月廿七日 其節イシカリ迠相越御進物金百疋宛々、 御目見得蝦夷人共差立候節書上 乍恐以書附御届奉申上候 御詰合様 [4ウ] ヨイチ御場所長七 上ヨイチ乙名 代 協乙名 [1 オ] 清吉 (2ウ) 同 ヤマノ サンカシ イタキサン

天保三辰六月三日

候、以上、

以上八人

右者前書之通上下ヨイチ御場所蝦夷人共為御目見得与

御城下表江近日泙合次第爰元差立仕度候ニ付、乍恐以書附 (3 オ ) 御届奉申上

御詰合様 (3ウ)

◎半丁白紙 (4オ)

◎半丁白紙 [40]

(一) 御場所海岸図取御通行記録

天保四年

御場所海岸図取御通行記録

上下ヨイチ御場所

御進物

一、金弐百疋 御重役様

一、金百疋宛々 御手附御両人様

一、金弐朱 御家来衆中

右之通御菓子料として是献進仕候、「ユウ」

西蝦夷地海岸通図取御役人御通行日記

今井八九郎様 御上下弐人

当御場所フルヒラ境

以上四人 遠藤繁蔵様 橋本清十郎様 御手附 [2オ]

チャラツナイ川中境〔2ウ〕

但し海岸里数御改之節、右於境ニフルヒラ支配人彦三郎ト申仁相越御役 人御立合之節御改相済、

[B72] 御場所海岸図取御通行記録

223

七月廿六日夕

、ユウナイ番家御止宿、 七月廿七日夕

下ヨイチ乙名 下ヨイチ人名 小使 子トハケ ホフイ ホフイ ハマヤス (5 º) 下ヨイチ人足

、ヤマウシ番家御止宿、 (3 オ)

、モイレ運上家御止宿、 七月廿八日午刻

ヲシヨロ境フンコヘツ川向ひ崎境、但し大崎ニ者無是候、従前 [3º2] 崎有 但しフルヒラ境チヤラツナイ川中境

ら村々小名里数御改相済候、

是処、境里数御改相済候、

フルヒラ境ゟヲシヨロ境迠、支配人、通詞、其外役夷人御乗船諸人足迠

**支配人長七 支配人長七** 

進詞 上兵衛 [4才]

但し同人ヤマウシ村ニお

ゐて手配向付ヤマウシゟ

当秋味川前御見立候、

三半船掛り 半治郎御荷物積 御取扱掛り 福松り 梅松〔4ウ〕諸道具掛り

御旗掛り 孫市

配縄持 才治郎

三之丈

其外 [5オ] 上ヨイチ脇乙名

勝右衛門

天保 癸四年

運上家 (7オ) 上下ヨイチ御場所

◎半丁白紙 (7ウ)

(二) 上 (上下ヨイチ出産物・蝦夷家等書上)

当所上下ヨイチ出産物書上

但し三半船壱艘

御荷物積入、其外御泊諸道具、 御取扱之諸道具、 米、 酒

川まて モイレ ヤマウシ

持夫船壱艘、 しやう油、 諸色とも、 〔6オ〕

但し御昼御賄道具等積入、

磯船小三艘

但此船御改之節

御乗船壱艘付夷人足弐人宛々、「ニ」欠」

外二夷船弐艘、小使飛脚等付

家御止宿、廿九日御出立無滞相済候付、 右之通七月廿六日夕ユウナイ御止宿、夫ゟ廿七日ヤマウシ御止宿、 諸人足三拾人余、 6 ウ 前書之通為念相認置候、以上、

廿八日運上

222 (9)

但し右同断

上

一、三千三百弐拾石 一、三千弐百九拾石 ◎半丁白紙 [1ウ] 図取御役人 今井八九郎様御上下弐人 天保 四子 日七月廿八日西蝦夷地海岸通天保 四癸 一、白干鮑壱本 一、雑昆布弐百石 秋味鮭四百石 煎海鼡弐本 白干鮑弐本 同 壱本目形拾四〆八百匁平均 内訳 覚 拾六貫弐百匁平均 [2オ] 外二日記有是候 御附添御手附橋本清十郎様 御足軽 但シ 但し右同断 〆四人 [1オ] 夏秋味共 春 事 遠藤繁蔵様 出産物惣出高 御軽物 合而三千五拾石 一、弐千六百五拾石 一、シユマトマリ 一、狐皮三拾六枚 一、ユウナイ 一、熊皮弐枚 右両品当春奉上納候、 [4オ] 一、無 (東) 一、無 (東) 一、無 (東) (東) (東) 、秋味鮭凡四百石 、雑昆布百六拾石 [3ウ] 、煎海鼡弐本 、煎海鼡弐本 上下ヨイチ御場所蝦夷家 白干鮑三本 秋味鮭四百弐拾石 雜昆布百四拾石目 同 拾六〆八百匁平均 壱本目形拾五貫四百匁平均 同 拾七貫七百匁平均 壱本目形拾五〆匁平均 [2ウ]

但し熊膽添

下ヨイチ 同

追鯡取御判書上〔1寸〕

◎半丁白紙 [10]

右之通相違無御座候間、此段御届奉申上候、御書解 岡ゟ掛り澗まて七拾間位へ、 ◎半丁白紙 (6ウ) ◎半丁白紙 (6オ)  $\equiv$ 天保四年 、レタリヒラ 、モイレ 、ヌウチ 秋味川 ヤマウシ 船澗壱ヶ所 蝦夷人男女四百七拾壱人 御見廻青山壮司様御出之節 家数合七拾九軒 追鯡取御判書上 但し 但し千石以上弐三艘夏分計 澗ノ深サ七尋計、 蝦夷人男女弐百九拾人 [5 ] 下ヨイチ家数四拾六軒 蝦夷人男女百八拾壱人 上ヨイチ家数三拾三軒 下ヨイチ 三拾三軒 (4 <sup>2</sup>) 司 可 八軒 拾弐軒 以上、 上下ヨイチ御場所

一、同 一、同 一、三半船 一、三半船 、ほつち船 、三半船 、ほつち船 、三半船 、三半船 、三半船 図合船 同 闻 ほつち船 闰 ほつち船 ほつち船 ほつち船 ほつち船 闰 ほつち船 壱艘 四人乗 弐人乗 弐人乗 弐人乗 弐人乗 弐人乗 八人乗 四人乗 弐人乗 弐人乗 弐人乗 四人乗 弐人乗 四人乗 四人乗 弐人乗 四人乗 四人乗 弐人乗 弐人乗 弐人乗 四人乗 四人乗

天保四年 右之通相違無御座候、已上、 〆船数四拾弐艘 一、同 一、同 、図合船 、三半船 、ほつち船 、ほつち船 同 図合船 同 三半船 ほつち船 図合船 図合船 内訳 闰 図合船 ほつち船 闰 同 人数百七拾四人 壱艘 ほつち船拾九艘 図合船拾艘 [6オ] 三半船十三艘 弐人乗 八人乗 弐人乗 弐人乗 四人乗 弐人乗 弐人乗 八人乗 弐人乗 八人乗 八人乗 四人乗 八人乗 四人乗 四人乗 八人乗 八人乗 八人乗 博知石町 博知石町 吉右衛門 (4オ) 亦三郎 ヨイチ御場所 支配人 長七〔6岁〕 右者前書之合船御免判頂戴仕候処相違無御座候、以上、 ◎半丁白紙 (3ウ) ◎半丁白紙 (3オ) ◎半丁白紙 (72) ◎半丁白紙 (ラオ) 一、同 ◎半丁白紙 (1ウ) 一、三半船 天保四年 (四) 合船書上 ほつち船 闻 新規中遣船 青山壮司様御見廻之節 覚 合船書上 (ユオ) 壱艘 壱艘 壱艘 壱艘 塩吹村 宮ノ歌村 宮ノ歌村 宮ノ歌村 日村 利兵衛 ロ村 利兵衛 ロ村 和兵衛 2 \* ) 長七〔2ウ〕 支配人

一、津軽米   百俵	吉松船	手船三社丸四人乗		◎半丁白紙 〔1 2〕		此後是者入用無是候、書上ニ不及候、〔ーオ〕		上下ヨイチ御場所仕込品積下り船々書上	御見廻青山壮司様御出之節		(六)上下ヨイチ御場所仕込品積下り船々書上			◎半丁白紙〔2ウ〕		◎半丁白紙〔2才〕		御届奉申上候、以上、 (19)	右者上下ヨイチ御場所御米元高之通積替仕候処、相違無御座候間、此段以書付		此石百弐拾石	合米 三百俵		御積米書上〔1才〕		(五) 御積米書上
一、同三ツ切	一、竹原塩	一、越後酒	一、秋田白米			X	一、鼡引縄	一、若狭莚	一、中間縄	一、竹原塩	一、味噌	一、越後酒	一、亀田白米			×	一、実子縄	一、若狭莚	一、越後酒	一、津軽酒	目形廿一〆三	一、金引苧	目形七拾五	一、網苧	一、庄内米	一、亀田米
弐百九拾七俵	六百六拾七俵	弐拾樽	弐拾俵	藤蔵船 [32]	若狭小浜長福丸拾人余		弐拾丸	弐百,速	七拾五丸	四拾俵〔3才〕	拾樽	四拾樽	五拾俵	三郎兵衛船	手船稲荷丸三人乗		千八百五拾把〔29〕	四拾五速	拾樽	弐拾五樽	5三百匁	<b>美</b> 箇	目形七拾九〆四百匁 〔2ォ〕	七箇	五拾五俵	百俵

、黒綛糸

壱玉

一、丸笊

五拾枚

、佐渡ケラ

百五拾足入五拾投 (4ウ)

弐 百 百〔丸 速恵

一、 [褐] 布 編 和

蝋燭取合入 壱挺

目形正味六貫匁 [4オ]

上下ヨイチ御場所番人書上〔117〕

◎半丁白紙 (12)

覚

枝ヶ崎町

◎半丁白紙 [6オ]

◎半丁白紙 (6 2)

(七) 上下ヨイチ御場所番人書上

御見廻青山壮司様御出之節

天保四年

一、船釘

壱箇

目形五貫弐百匁

、三半碇 、船皆具板

、中間縄 若狭莚 酒田縄 わらんじ

五拾丸

三拾七枚 五梃 [5オ]

右之「者」船々積下り諸品書面之通相違無御座候、以上、〔貼紙〕

大畑ノ 勝右衛門〔3オ〕 

麻部宮古之 南部宮古之 外二 [2ウ]

 $\rightarrow$   $\rightarrow$   $\rightarrow$ 

※通支配人代 ※通対代代 端立町 一年兵衛 で兵衛 川原町 進詞代

217 (14)

◎半丁白紙 (5ウ)

◎半丁白紙 [5 オ]

天保四年

右者上下ヨイチ御場所番人稼方とも前書之通御座候、已上、

闰

八両追

同

ライチ御場所 支配人 支配人

金弐拾五両 拾三両追 稼方給金 [4オ] 番人給金 通詞給金 支配人給金 弐拾五人 選右衛門 (3ウ) 正津川ノ 里右衛門

但 X

同弐拾両

◎半丁白紙 (1ウ)

天保十二辛丑年

御家老様御廻嶋二付御取扱心得向御伺之事、

、場所々当日御着之砌、支配人代并役夷人御出迎罷出可申事

但し壱里程

運上家間近ニ御乗船参候節、 御引船差出し可申事

但し御重役様 一艘 [2オ]

御添役様 一艘

御着当日 御御茶菓子

御重役様、 御本膳 二ノ膳 五菜

但し御本膳之儀ハ、場所有合之品ニ而御取扱仕候而茂宜敷候事 尤御重役様、御添役様、御医師とも皆朱、御重役様御箸紙付、

御盃 御贩物 壱度 御盃 御贩物 壱度 (2 º) 和本膳斗 一汁三菜 一汁三菜

一、御出立之節、朝御重役様、 御本膳 二ノ膳

B 73 御家老様御廻嶋二付御取扱心得書

御家老様御廻嶋二付御取扱心得書

御家老様御廻嶋ニ付御取扱心得書 [1オ]

216

御盃 御酒肴三種

御添役様

以下、 御本膳斗

御盃 同断 (3オ)

御逗留之節者、 御供廻りハ有合膳椀

御本膳斗、二ノ膳なし、

右運上家斗之御取扱、番家御止宿之節ハ御本膳ニ而御取扱可仕事、

御小休所 御御御菓 茶菓子 手 重 話 茶

御昼所

**ダ** (3ウ)

◎半丁白紙 (4オ)

◎半丁白紙 (4ウ)

=(御家老様御廻嶋之御人数・座敷・出迎船、 書上 弐冊

小林三左衛門様 御上下八人

御家老様御廻嶋之節御人数、 天保十二年丑ノ五月五日、

御家老

御目附出役 田村逸平治様

御上下四人

両角玄寿様

御医師

御上下弐人

御上下御人数

〆拾四人 [5オ]

御座鋪割

御上座鋪 西 座鋪 小林三左衛門様 軽衆 床ノ奥座鋪 中ノ間座鋪 御家来衆 田村逸平治様

ユウカ 御草鞋取

御出向船 フルヒラ境☆☆ □ はまて

ユウナ井 三半船弐艘 シユマ泊リ 夷人舟壱艘

ヤマウシ テタリヒラ 三半船拾艘

夷船 壱艘 壱艘

ハルトロ迄、 ヌ ウ チ ゟ ヲタンコシ 同 三半船壱艘 五艘 (5ウ)

モイレゟ役夷人船三艘

但し惣乙名小使

但し何れも三半船江ハ浜中之者乗組

夷人舟之義ハ役蝦夷人、番人乗組なり、

右者五月四日御安着御止宿被遊、 翌五日朝御出立被遊候、

一、膳部并御取扱方之義、別紙店表より申参り候通りニ御座候、 当所取調書里数并字付書書上二冊、 [6オ] 別紙之通り差上候

御通行御家形船弐艘、 御荷物船壱艘、 (6 ウ)

ヨイチ御場所取調書(アァオ) 御家老様御廻嶋二付書上弐冊之内、

◎半丁白紙 (7ウ)

巳年ゟ当丑年迄九ヶ年分 一、御備米越後米 弐百弐拾五俵 一、役蝦夷人名前并家数人別 一、御備松明 草鞋 覚 此石 九拾石 内訳 一、松明 三百足(本)(本) 一、同 一、壱ヶ年分拾俵 一、松明 、松明 三百本 上ヨイチ惣乙名 九百本 草鞋 幕串 九百足 百本 草鞋 三百足 幕串 三拾本 ダ (8 ウ) 草鞋 三百足 弐拾五俵 [8才] 三百本 四拾本 拾五俵 三百足 但し壱俵ニ付 下ヨイチ 上ヨイチ ヲシトンコツ 下ヨイチ運上家 テタリヒラ番家 上ヨイチ運上家 一、場所境里数 一、急注進之節、早船乗早走り番人蝦夷人名前 蝦夷家数七拾四軒 此人別 川上山道越当所よりイワナ井境ルウチシまて里数五里弐拾九丁六間 西フルヒラ境チヤラツナ井より東ヲシヨロ境フンコへ崎迄里数四里拾 女 弐百三拾弐人 つこ 男 弐百四拾七人 同 下ヨイチ小使 上ヨイチ小使 上ヨイチ惣小使 下ヨイチ乙名 四百七拾九人 同 脇乙名 脇乙名 以上九人 カ子ヤ メリ ホウフイ イカシホロ チセニキク「タオ」 イコンリキ 子トハケ イタキサン 卯之吉 (10ォ) 軽人 同夷人 ホフイ シフヤ

														10 <i>1</i> 13	但付	120 561	VI ZUI	心女	おりつ	202	.5+
天保十二年	右之通ニ御座候、以上、〆	一、秋味漁小家	一、アマカン一、ヲタンコシ	一、テタリヒラ	一、シユマ泊リ	一、ユウナ井	内訳	一、漁小家	X	一、稲荷堂	一、龍神堂	一、弁天堂	一、神社	一、萱蔵	一、板蔵	桁間拾弐間	梁間七間	一、運上家	一、運上家并蔵々其外ケ「所」附[貼紙]		
		壱 壱 棟	· 壱東 棟	壱棟	壱棟	壱棟		六棟		壱棟	壱棟	\$□壱 棟	三棟	三棟 [10 2]	四棟	<b></b>	下家附	壱棟			
ヨイチ			11 1											10 之		半	阿				
																				Ø	ヤツカイ
一、モイ	一、 モイ	ー、ヲヒ	ヌウ	ー、ヤマ	ヤマ	、ヲタ		- ヲタ	、 テタ	テタ	ー、シュ	一、ユウ		一、チャ	フルヒラ境	3		◎半丁白	ミイチ徒場列里	! -	御家老様御廻嶋
秋味川迄モイレ運上家ゟ	モイレ運上家迄ヲヒチヤクナ井ゟ	ヲヒチヤクナ井迄ヌウチより	· チ · 芝	ヤマウシより	ウシ迄	ヲタンコシより		ンコシ迄	テタリヒラゟ	テタリヒラ迄	シユマ泊リゟ	シユマ泊リ迄ユウナ井ゟ		ユウナイ井迄	<i>'</i>	ヨイチ御場所字付并里数書		<b>  白紙 (12 ウ)</b>	場別里数并字除書上(エンオノ		御廻嶋之節書上弐冊之内
	(朱 筆)													歩 より	<b>主</b> )	并里数書			書 上 〔3		弐冊 之中
宁	三式	八	:	拾八丁	<u>‡</u>	合八丁		1	弐 合 丁	<u> </u>	合  「  「	拾八丁		道法六丁		百			<u> </u>	,	ΥΊ
恒シ 蝦夷家有、川有、 回シ 蝦夷家有、川有、 ヨイチ運上家あり	但シ蝦夷家有、		帽田田山	但シ蝦夷家有、川有、	イジ・ジャル山二烽火有、	日ン シリハ崎迄 「八丁」 ヲタンコシより		蝦夷家有、〔13才〕	日ン下ョイチ番家有、	<b>仁</b> 等領別 「川有、幅壱間斗、」	日ン、蝦夷家有、	但シ蝦夷家有、川有、		<ul><li>1 但シュウナ井村より沖ロヲソー・</li><li>1 により、</li><li>1 により</li><li>1 により<!--</td--><td>暇夷家有、小川有、福壱</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></li></ul>	暇夷家有、小川有、福壱						

「ヤマウシ村弁財掛り澗有、 天保十四年卯五月改置候」 同所番屋より三丁沖合、深サ五尋、

◎13ウに付箋あり

アショロ境
秋味川より

道法合而 四里拾八丁

但シ

ヲシヨロ崎迄フルヒラ境より

○一、当所より イワナ井境

道法五里弐拾九丁六間、

壱里拾丁

右者ヨイチ御場所道法書面之通り二御座候、以上、 [4オ] ヨイチ御場所 支配人代 ・ !

天保十二年

丑五月

◎半丁白紙 (15オ)

◎半丁白紙 (50)

但シ 小川あり、

◎半丁白紙 (1ウ)

乍恐以書付御届奉申上候

ヨイチ御場所請負人

.... 知工 与惣兵衛 [2オ] 同増水 カポシキ吉 郎吉

〆六人

私共当月四日暮六ツ時御城下表東風ニ而出帆仕、同八日七ツ時頃過ヨイチ御場

212 (19)

Б 74 (諸書上・届書級)

(一) 壱番幸宝丸入津之口書

卯四月八日

天保十四年

壱番幸宝丸入津之口書

尾樽内御出役

工藤福次郎様「ユオ」

竹屋長左衛門雇船

大坂之

幸宝丸弁財四人乗

親父 喜助

天保十四年

卯四月九日

御詰合様 [3ウ]

直船頭 太兵衛

乍恐書付を以御届奉申上候

所へ着船仕候、是迄沖合楓通候内、兼而被 船等遠近共見懸不申候間、 船中乗組一統此段以書付御届奉申上候、以上、 仰出候異国船者勿論、怪敷 [2] 工藤福次郎様「ユオ」

◎半丁白紙 (1 2)

乍恐以書付御届奉申上候

ヨイチ御場所請負人

円通丸弁財五人乗 竹屋長左衛門手船

親父後 五郎 上衛門

一、弁財四人乗幸宝丸

大坂之

候、以上、〔41]

卯四月九日

ヨイチ

御詰所 [4ゥ]

右ハ当所囲荷物為積取昨八日七ツ時頃過入津仕候間、此段書付を以御届奉申上

金兵衛 権兵衛

〆八人

私共松前表当月十三日朝五ツ時東風ニ而出帆仕、 同月十九日昼八ツ時頃過ヨイ

仰出候異国船者勿論、

怪敷

船与遠近共見懸不申候間、船中乗組一統此段 [22] 書付を以御届奉申上候、以 天保十四年

卯四月廿日

チ御場所へ着船仕候、是迄沖合楓通候内兼而被

上

(二) 弐番円通丸入津口書

卯四月十九日

弐番円通丸入津口書

カシキ 増水主 金兵衛 熊次郎

ヲタルナ井出役

一、弁財五人乗円通丸 申上候、以上、〔41] ◎半丁白紙 (12) 右者当所切囲荷物為積取昨十九日八ツ時頃過入津仕候間、此段書付を以御届奉 (三) 四番神明丸入津口書 卯五月 卯四月廿日 四番神明丸入津口書 いしかり 御役所 (3ウ) 当所御詰 御結所 [42] 野村清次郎様〔→オ〕 乍恐書付を以御届奉申上候 枝ヶ崎町之 ヨイチ 運上屋 御場所へ着船仕候、是まて沖合艫通候内兼而被 船等遠近共見懸不申候間、船中乗組一統此段書付を以〔22〕御届奉申上候、以 私共当月十四日朝五ツ時御城下表東風ニ而出帆仕、同十九日暮六ツ時頃ヨイチ 卯五月廿日 御詰所 [3オ] 乍恐以書付御届奉申上候 ヨイチ御場所請負人 神明丸弁財四人乗 電光 親父役 親父役 一直吉 越後鶴泊之 竹屋長左衛門雇船 仰渡候異国船ハ勿論、怪敷 同 同 増 知 表役 カ 喜主 兵 助 与彰 報 曹 前 六 2 オ 直 親 表 知 同 増 カシ 船 役 在 事 銀主与キ 直<sup>頭</sup> 日 次 兵 事 銀主 直 表 前 平 蔵 助 〆七人

◎半丁白紙 (3ウ)

乍恐以書付御届奉申上候

一、弁財四人乗神明丸

候、以上、 [41] 右者当所夏荷物為積取昨十九日暮六ツ時頃入津仕候間、此段以書附御届奉申上

卯五月廿日

御役所 [4º]

(四) 五番広栄丸入津口上

卯六月五日

五番広栄丸入津口上

当所御詰合

野村清次郎様〔→オ〕

越後鶴泊り

ヨイチ

天保十四年

御場所へ着船仕候、是迄沖合楓通候内兼而被

仰出候異国船ハ勿論、〔2ウ〕怪

私共去月晦日暮六ツ時御城下表東風ニ而出帆仕、当月四日昼八ツ時頃過ヨイチ

敷船等遠近共見懸不申候間、船中乗組一統此段書付を以御届奉申上候、以上、

卯六月五日

親父 兵衛 東三郎 . 甚右衛門

御詰所 [3 ウ]

◎半丁白紙 (12)

乍恐以書付御届奉申上候

乍恐書付を以御届奉申上候

一、弁財七人乗広栄丸

太栄丸弁財七人乗 親父役 親父役 人兵衛門

大坂綿屋喜兵衛手船 竹屋長左衛門雇船

表 基 右 衛門

右ハ当所夏残荷物為積取昨四日昼八ツ時頃過入津仕候間、此段書付を以御届奉

以上八人

209

(22)

申上候、以上、〔41] 卯六月五日

ヨイチ

御詰所 [4ゥ]

(五) 神力丸入津之口上

神力丸入津之口上

卯七月八日

当御詰合

野村清次郎様 [1オ]

◎半丁白紙 (12)

乍恐以書付御届奉申上候

ヨイチ御場所請負人 竹屋長左衛門雇船

神力丸弁財七人乗 大坂之帯屋嘉兵衛手船

水主 次 兵衛

惣蔵 [2オ]

知工 与 左衛門 表役 助左衛門 祖 沖船 神船 喜助 動

(六) 運上家漁船蝦夷船并書上

イシカリ

御詰所 [3ウ]

運上家漁船蝦夷船并「十十用取翢漁船」書上 [ユマオ]

◎半丁白紙 (1ウ)

天保十四年 7年

② 遠近共見懸不申候間、船中乗組一統此段書付を以御届奉申上候、已上、

所へ着船仕候、是迄沖合楓通候内兼而被

仰渡候異国船ハ勿論、怪敷船等〔2

私共松前表当月四日朝五ツ時東風ニ而出帆仕、同月八日昼八ツ時頃ヨイチ御場

惣蔵 重蔵

| <sup>水</sup> 同 増 カシ 主 忠 新<sup>主</sup> 正 作 蔵 蔵 次 郎

カー同 増 水 シ 正<sup>キ</sup>新 忠<sup>主</sup>長 次 蔵 蔵 作 郎

208

(23)

〆拾人

◎半丁白紙 (12)

一、「引合」並塩引

八百弐束拾本

一、「引合」大ゟ塩引 弐拾壱束〔印〕(撰)(撰)

図合船 五艘

覚

、三半船 磯船 持府船 八艘 五艘 拾艘

外ニ用意船

是者運上家遣漁船二御座候〔2寸〕

百四拾八束

一、「引合」浄留理子

弐拾樽

[印] 此石五拾六石七斗三升三合 [2\*]

「引合」此石 五石

図合船

五艘

持府船 三半船 拾艘 拾艘

磯船 七艘

、夷人船 百艘 [2ウ]

「引合」三百四拾石四斗三升三合合石

右之通此度松栄丸弥兵衛乗積入為差登候条相違無 [22] 御座候、

以上、

是者夷人共所持之船二御座候、

外ニ用意船

一、同 拾艘

右之通ニ相違無御座候、 以上、

卯 八 月

◎半丁白紙 [3ウ]

支配人

福 企 御 店

書状添 [3オ]

◎半丁白紙 [3ウ]

覚 (造船改届)

◎全丁にわたって紙縒(綴)部分に押印(判読不能)あり

松栄丸積荷本送状〔1寸〕

(七) 松栄丸積荷本送状

覚

207 (24)

午閏月

印

東	俊佑ほか	北海道	博物館所	蔵の林	栴家	資料	(=)	)															
一、保津知舟壱艘	覚	◎半丁白紙〔3 ウ〕	◎半丁白紙 〔3 オ〕	七月朔日 七尺八寸 (20)	一、三半壱艘	一、図合壱艘	六月廿七日〔2才〕		一、同弐艘	廿五日	一、ほつち壱	廿五日	但し口幅七尺六寸	一、三半船壱艘	覚		御役所 [12]	工指中口	卯六月十五日	届奉申上候、以上、〔1寸〕	右之通西蝦夷地於ヨイチ御場所造船	但し口幅五尺弐寸五分	一、三半船壱艘
半兵衛					塩なぎ	上之国		久右衛門	吉蔵	上之国	同			甚五郎	温ふき				運上や	ヨイチ	右之通西蝦夷地於ヨイチ御場所造船仕候ニ付、書面之通相改、此段書付を以御		利兵衛
一、三半船壱艘	覚	御役所 [6 2]	卯六月十日以御届奉申上候、已上、〔6々〕	右者西蝦夷地ヨイチ御場所ニおゐて造船仕候ニ付、書面之通相改、	口幅七尺	一、三半船壱艘	覚		御役所 [5 2]	江差沖口	卯六月十九日	御届奉申上候、以上、〔5 オ〕	右者西蝦夷地於ヨイチ御場所ニ造船仕候ニ付、書面之通り相改、	口幅五尺八寸	一、三半船壱艘	覚		御詰所 [49]	江指沖口	卯六月十日	申上候、以上、〔41〕	右ハ西蝦夷地於ヨイチ場所造船仕候ニ母	口幅四尺五寸
長五郎	豆苗 色冠 大		ヨイチ上や	船仕候ニ付、書面之通相改、此段書付を		彦右衛門	t				運上や	ヨイチ	<b>偨ニ付、書面之通り相改、此段書付を以</b>		嘉兵衛	石崎村				運上や	ヨイチ	右ハ西蝦夷地於ヨイチ場所造船仕候ニ付、書面之通相改、此段書付を以御届奉	

候、以上、「ラオ」 右者西蝦夷地ヨイチ御場所漁船之内譲渡候ニ付、前書之通以書付御達し奉申上 一、同小三数 弐升ツ、 (枚) 但し壱数ニ付 (枚) (枚) (枚) (枚) 一、獺皮壱数 〔枚〕 此代米壱斗五合 一、同小七数 (枚) (枚) (枚) (枚) 一、狐皮九<u>板</u> (枚) ◎半丁白紙 (12) (九) 御軽物書上 卯五月十五日 、水豹大壱数 此代米六升 卯年三月 外二此通相認四月廿三日北蝦夷地御役人様へ奉書上候、〔ーオ 此代米壱升五合 御軽物書上 御役所 (テウ) 工藤福次郎様へヲタルナ井出役 世し壱数ニ付(枚) ヨイチ 運上家 右者上下ヨイチ於御場所積米仕候処相違無御座候間、此段書付を以御届奉申上 巳年より寅年迄拾ヶ年分 右者上下ヨイチ御場所御軽物書面之通相違無御座候、以上、 ◎半丁白紙 [3 2] 一、同 小壱数 [枚] 一、越後米弐百五拾俵 ◎半丁白紙 (1ウ) (十) (御備米・御備幕串松明草鞋書上) 卯六月 天保十四年 グ (2ウ) 御備米書上 [1オ] 此代米壱升 卯ノ三月 此石百石 御詰合様〔3オ〕 覚 〆弐拾五俵 [2オ] 一、同 一、壱ヶ年分拾俵 拾五俵 但壱俵ニ付 四斗入 上ヨイチ 下ヨイチ

一、三百本 一、三百本

一、三百本

テタリヒラ番屋 下ヨイチ運上屋 上ヨイチ運上屋

一、備わらんし

九百足

内訳

一、三百足

上ヨイチ運上屋

一、同

松明 内訳

九百本 (4オ)

一、三拾本 一、四拾本

一、四拾本

テタリヒラ番屋 下ヨイチ運上屋 上ヨイチ運上屋

候、以上、 天保十三年 御備松明書上 三 御詰合様 [2ウ] 卯六月

◎半丁白紙 (3ウ)

一、御備幕串

百本

(3 オ)

◎半丁白紙 (5ウ)

(十一) 御備品書上

一、御備品

草鞋 三百足松明 三百本 五拾本 下ヨイチ

ダ [2オ]

204 (27)

ヨイチ御場所を配人

候、以上、

天保十四年

右書面之内草鞋之儀ハ兼而被

仰渡候通積替仕候間、此段書付を以御届奉申上

**ダ** (4ウ) 一、三百足 一、三百足

> テタリヒラ番屋 下ヨイチ運上屋

御詰合様 [5オ]

御備品書上 [ユオ]

◎半丁白紙 (1ウ)

覚

草 松鞋 明 千弐百八拾本 千弐百本

右之通ニ相違無御座候、以上、〔3ウ〕 百百三足本拾本

ユウナ井

草鞋 百足 百足 草鞋 百足 草松幕鞋明串 草松幕鞋明串 草松幕 明串 **ダ** [2ウ] - 三拾本 シユマトマリ 百足 [3オ] 番家 百百三足本 拾本 百百三足本 本 三百足 五拾本 ヤマウシ 番家 上ヨイチ 進上家 テタリヒラ ヲタン越

一、秋野熊皮壱数 〔<sup>枚</sup>〕 但し熊膽壱ツ添

代米弐斗 目形

右者上ヨイチ御場所御軽物書面之通相違無御座候、以上、〔2才〕

天保十四年

御詰合様 (2ウ)

◎半丁白紙 [4ウ]

卯

**御詰所** [4オ]

卯五月

(十二) 御軽物書上

御軽物書上

石狩御下役

御交代之節書上致し候、〔ユヤ]

工藤福次郎様

◎半丁白紙 (1ウ)

ヲタンコシ迄テタリヒラより

(十三) ヨイチ御場所里数書上

卯五月三日

ヨイチ御場所里数書上

此通り弐冊相認奉差上候、 御詰合様 [ユオ]

◎半丁白紙 (1ウ)

ヨイチ御場所字付并里数書

チヤラツナ井滝川中境よりフルヒラ境

ユウナ井迄

道法六丁

此処沖合ニロヲソクイワ有、

拾八丁

テタリヒラ迄シユマトマリより

シユマトマリ迠ユウナヱゟ

拾八丁

◎半丁白紙 [3 ウ]

御詰合様〔3オ〕

(十四) 陸通下り番人書上

卯年春

弐拾丁

此処ヘシリハ崎有、

ヤマウシ迄ヲタンコシより

此処ニ弁財掛り澗有〔2オ〕

ヌウチ迄 ヤマウシより

拾八丁

但し小川有、

ヲヒチヤクナ井迄ヌウチより

「八」丁

モイレ迄ヲヒチヤクナ井より 此処ニヨイチ運上家有、

秋味川

フンコへ崎迄ヲシヨロ境

壱里拾丁 [2ウ]

ヲシヨロ境迠

右之通り相違無御座候、以上、

卯五月三日

道法四里拾六丁

ヨイチ御場所を配人

陸通下り番人書上

工藤福次郎様〔1才〕尾樽内御出役

◎半丁白紙 [19] 右者上下ヨイチ御場所番人稼方陸通下り書面之通相違無御座候、以上、 覚 〆弐拾人 右者於当御場所二春漁事相済候後大勢之蝦夷人共為指漁業茂無之候ニ付、前書 ◎半丁白紙 (12) ◎半丁白紙 (4ウ) (十五) 追蚫出稼之書上 天保十四年 追蚫出稼之書上 [፲ォ]卯五月 御詰合様 [4オ] 乍恐以書付御届奉申上候 フルウ御場所へ出稼 マシケ御場所へ出稼 長七〔3ウ〕 支配人 支配人 蝦夷人男女 附添番人 附添番人 男蝦夷人 三拾人 [2オ] 佐兵衛 源右衛門

[B75] 公辺御役人様方江答書写

公辺御役人様方江答書写 イシカリ御詰合〔ヿオ〕

天保十三年

候、以上、

候ニ付、当年も [22] 近日中差立申度奉存候間、乍恐此段書付を以御届奉申上

之通両御場所へ夏漁追蚫出稼之義於

御城下表双方請負人熟談之上是迠差立

◎半丁白紙 [3ウ]

卯五月

御詰合様〔3オ〕

ヨイチ御場所を配人

◎半丁白紙 (12)

覚

上川様

一、蝦夷人別書

壱冊

字里数書

鯡取家数人別書 壱冊

御運上金御尋有之候ニ付、凡金五百両程与口上ニ而奉申上候、 [2オ] 御 壱冊

分り兼、御附添御役人様江奉伺上、御手帳拝借仕、合而奉書上候、

跡御役方様之節者聢与書上可申様被 仰付候得共、御場処ニ而者巨細相

御普請役様 [2ウ]

河津様

一、蝦夷人別書

一、字里数書

壱冊 壱冊

外ニ

支配人番人稼方人別

漁船并ニ夷船

御運上金出産物

壱冊 [3オ]

調子書

御小人目附様

一、蝦夷人別書

壱冊

漁船夷船調子書

壱 壱 冊

御運上金之儀者口上ニ而

金五百両拾両ト奉申上候、

(3)ウ

寅五月 被仰付候、 水野様御直ニ明朝出立跡ニ而役夷人□酒為給、

右之通奉書上候、以上、

◎半丁白紙 (42)

ヨイチ 軍上家 [4オ]

[B76] 書上留

安政二乙卯年四月

全主 [11]

書上留

御役所江書上可差出候様

◎半丁白紙 (12)

一、ヨイチ御場所絵図面并船掛り澗之義者別紙絵図面ニて奉申上候、書

一、上ヨイチ運上家壱棟 裏行 拾間

但し雪中往返とも宜敷御座候得共、〔2초〕蝦夷人共難渋仕候義ニ奉存候、

薄々承知仕居候間、此段奉申上候、来之通り普請ニ取掛り候処、漸々去ル丑年出来ニ相成り候趣御場所ち申参り、来之通り普請ニ取掛り候処、漸々去ル丑年出来ニ相成り候趣御場所ち申参り、中は明、「中恐御場所表ち参り次第奉書上度奉存候、尤去ル寅年御役人様方御大勢は関、「中恐御場所表と参り次第奉書上度奉存候、尤去ル寅年御□上様御頼申上、古一、古来ら之下ヨイチ運上家之義破損致候ニ付、去午年御□上様御頼申上、古一、古来ら之下ヨイチ運上家之義破損致候ニ付、去午年御□上様御頼申上、古

、蔵々 拾七棟

但し板蔵、カヤ蔵取合

一、出張番家 拾三棟

右弐簾□□間数相分り不申候間、〔廉〕乏義者 但し漁小家とも 御場所表へ早々申遣し、 参着次第奉書上度

奉存候、 、箱館表ゟヨイチ御場所迠海陸凡百八里程茂可有之奉存候、哉こ

ルウチシ迠

五里廿九丁

六間 (5 \*)

ヨイチ運上家ゟイワナイ運上家迠

当所
占
イ
ワ
ナ
イ
御
場
所
山
道
越
)

稼方旬季之義者、 春鯡漁業之儀者春干岸、八條方小満後十日頃迠漁事春鯡漁業之儀者春干岸、八條方小満後十日頃迠漁事

(3)ウ)

一、夏漁業之義者生鼡并鮑漁業之義者、 鯡漁業漁後ゟ七月中迠之漁事仕! 業後ゟ

鮭漁事之義者秋干岸ニ入候ゟ土用後十日頃迠之漁事仕候、① (後)

飯料漁事ニ罷越候、 其後蝦夷人勝手次第二川

▽漁事中ヲシヨロ御場所領分古来ゟ

申仕来ニ御座候、 ヨイチ掛りニて、 同断網持蝦夷人共鮭漁事致候節者、 尤価之義者勘定差引差遣し申候、 (4オ) ヨイチ運上家ニて請取

寒暖之儀者春三月中旬又者下旬頃迠雪有之候、

夏土用に入候而茂単物着用之者者稀なる義ニ奉存候

積り、 秋九月下旬十月上旬頃迠者、少々雪度々降り候得共消、 右何れ茂其年柄ニ寄々不順有之申候、 

渡海之義者

フルヒラ運上家迠 ヨイチ運上家ゟ 凡四里

ヲシヨロ運上家迠 ヨイチ運上家ゟ 凡 二里半

改而

之節者三賄ニて七拾五文ツ、頂戴仕候

イシカリ御場所御勤番持場御通行之節者三賄ニて五拾五文ツ、、外御通行

〔5 ウ

但シヨイチ御場所鮑不足之当時御座候故フルウ御場所へ蝦夷人七十人地ショイチ御場所鮑不足之当時御座候故フルウ御場所へ蝦夷人七十人

ヨイチ御場所絵図面并船掛り澗之儀者別紙麁絵図面ニて奉申上候、略

上ヨイチ運上家壱棟 · 裏行拾間

七間

下旬頃迠宜鋪□□□□御座候得共、至テ難所に御座候、 御場所ゟ山道越之節相用へ候儀ニ奉存候、尤山道越之儀者〔6々〕正月上旬又者 右運上家之義者鮭漁業中相用ひ、尚又奥蝦夷地春下り番人并稼方大勢イワナイ

但 一シ雪中共往返宜鋪御座候得共、たち 蝦夷人トモ難渋仕候儀ニ奉存候、

破損及相候ニ付、去ル午年御上様右右之段御頼申上、[ママ] 御場所ら参着次第与奉書上度奉存候、 家絵図面早々相登セ候様度々申遣し置候得共、 江取掛り候処、漸々去ル丑年出来ニ相成り候趣御場所表ゟ申参り、 于今絵図面参り不申候間、 古来之通り「6ウ」普請 右ニ付運上

但 シ昨寅年御役人様方御大勢北蝦夷地御通行旁々手狭ニ付、 所々差掛ケ致候哉に茂承知仕、 乍恐 [7 \*] 此段奉申上候 新規運上家

但シ板蔵并カヤ蔵取合

御備米蔵

壱ヶ所

但シ高板蔵

蔵々 桁 間 三間 門 半 拾六棟

出張番家 漁小家共

十三棟 ラウ

奉存候、 右両簾之儀間数相分り不申候間、〔廉〕 早々御場所江申□し、参着次第奉書上度

稼方旬季之儀者鯡漁春彼岸ニ入十五六日頃ゟ小満迠漁業仕候、 〔8 オ〕

夏漁海鼡引并鮑漁業之儀者鯡漁後ゟ七月中迠漁事仕候

但 ヨイチ御場所鮑不足之当地ニ御座候故、フルウ御場所江蝦夷人七拾人余 番人附添出稼に年々差遣し申候儀ニ御座候、 (8ウ)

来に御座候、 人とも勝手次第川ニおゐて為飯料与漁事に罷越申候、尚漁事中ヲシヨロ御場所 秋鮭漁業之儀者彼岸入候ゟ取掛り、 尤価之義者勘定差引〔9才〕差遣申候儀ニ奉存候 土用中盛り漁之時節御座候、 其後蝦夷

箱館表
ちヨイチ御場所
迠海陸凡百八里程茂可有
之哉ニ奉存候

中旬又者下旬頃迠消、 尺程茂降積り、 寒暖之儀者夏土用に入候而茂単物着る事稀なる義ニ奉存候、雪者年々五六 寒気至而強く〔92〕御座候、 尤其年柄ニ寄侭不順之義有之候義奉存候 九月下旬頃ゟ雪降り積り、 春三月

に而も泙合ニ御座候へ者、 渡海之儀者御場所地続ニ御座候得共、 差支無御座奉存候、 陸通り不相成掻送りニ御座候、 尤ヲシヨロ御場所へ者陸道有之

> 申候儀ニ奉存候、 〔10 オ〕

ヨイチ御場所之義者 十、イシカリ御勤番持通行之義者、

二て銭三賄/J銭五拾五文ツ、、外御通行之節ハ同断銭七拾五文宛頂戴仕来ニ御 一、ヨイチ御場所之儀者イシカリ御勤番所御持場に付、 御通行之節者木銭米代

座候、

尤 ヨイチ御場所 | 本者イシカリ御勤番所 □御下役様御壱人五月中旬ゟ [[重傍線朱筆] Ђ内ゟ [朱筆] 下 . |月下旬頃迠御ヨイチ御場所御詰居候義奉存候得共、 | 「傍線朱筆] 米、 塩、 沫

※ 之義者御場所表申遣し、噌 取調子之上奉書上度奉存候、

一、[11]才]

海上凡九十弐里 箱館ゟ海岸 ヒクニ迠百拾弐里拾五丁

海上九十七里拾五丁余 ヲシヨロ迠百廿里余 箱館表ゟ 書上

ヨイチ同断フルヒラ運上家ゟ 四里拾三丁 (二膳箸) 書上(ヨウ

覚

惣人数江 定例諸届金

金

年始暑寒御見舞着賀餞別共〆高前々品物ニて差上候へ共、 漁業中御座候

間、 頼上金納仕、町年寄へ相納申候、

右御尋ニ付乍恐奉申上候、

以上、

安政二 [12オ]

城下ゟ申参ル

引払ニ相成り申候、 一、ヨイチ御詰合様御詰合之儀者五月五日前後御詰、弐百十日前後弐亩十田御

蔵々乃簾〔ユク〕

米蔵 桁間七間 位

御備蔵

桁三間 梁弐間

網蔵 [3オ]

◎13ウ墨線により抹消

「ヨイチ御場所略絵図

ヨイチ御場

ヲシヨロ境迠 四里拾八コルヒラ境ゟ 四里拾八

四里拾八丁」「3ウ

ヨイチ御場所略図面 境フンコへ崎迠 フルヒラ境チヤラチナイゟ

道法四里 十八丁

フルヒラ運上家迠ヨイチ運上家ゟ 凡四里十三丁

ヲシヨロ運上家迠ヨイチ運上家ゟ 凡壱里半余 [4オ]

覚

イシカリ勤番江

一、金三拾七両 定例諸届金

年始暑寒着賀餞別とも〆高前々品物ニて差上置候得共、漁業中に而頼上金布 惣人数江

右御尋ニ付乍恐奉申上候、以上、 納仕候、町年寄江相納申候、 〔4 ウ

安政二乙卯年四月

西蝦夷地ヨイチ御場所

竹屋長左衛門枝ヶ崎町

上

但シ半紙認メ

松前枝ヶ崎町

上

美のふ紙ニて上封(15才)

邸

高金三拾七両 町御役所ゟ被仰付諸届金上納高 封書如此

196

内

十二月 右四度二上納二相成候、 二月 五月 九月 [52] 一、金九両壱歩ツ、

出金三両壱歩 煙草代 出金九両壱歩 藤兵衛殿

出金壱両 金治郎進物

出金壱歩

髪詰 [6オ]

◎半丁白紙 (16ウ)

[B77] 余市場所要用留

(一) 余市場所要用留

余市場所要用留

林源姓 [1オ]

安政二乙卯年四月

◎半丁白紙 [12]

場所請負初メ

一、東地アフタ場所

一、同アツケシ場所

文化十四丁丑年

一、西地ヨイチ場所

文政八乙酉年 [2オ]

一、煎海鼡 五百斤

一、白干鮑 千弐百斤

ヨイチ鮑不足ニ付先年フルウ江出稼為致候、 御運上金

〆金五百三拾三両

一、金弐拾三両

秋味運上金

一、金百九十両

上ヨイチ運上金〔2ウ〕

一、金三百廿両 下ヨイチ運上金

金五両 下ヨイチ上乗金

金拾八両 差荷料

ヨイチ御場所字附并書 嘉永六癸丑年改 一、松明 、草鞋 シマトマリ迠、 ユウナ井ゟ ユウナ井道法 ・ チヤラツナ井滝川中央ゟ 、蝦夷人別 、秋味之儀者九百石目以上出増之節者百石二付金弐拾両宛上納、 <u>二</u> 口 但モイレ運上家ゟ道法廿八丁 [4オ] 〆金五百五十六両 [3オ] 、御備米四斗入 御幕串 シリハ山に烽火台 積取候節者百石目付金弐拾両四ツ割三ツ分上納之事、〔3つ〕 内訳ケ 小以 但夷家あり、小川あり、 但夷小家有、小川有、 高サ壱丈、巾三間四方 御備品左ニ 鯡漁業居小家有、 ユウナ井沖ニ蝋燭岩与申処江海上七丁程、 金弐十三両 男 女 三百俵 **弐百三十四人** 弐百五十九人 四百九十三人 九百足 九百本 百本 巾壱間斗り、 巾壱間斗り、 拾八丁 六丁 [40] 切囲相成候 一、 テタリヒラ迠 、 ヲヒチヤクナ井ゟ、 ヨヒチヤクナ井ゟ ヌウチ迠ヤマウシゟ ヲタンコシ迠 テタリヒラゟ ヲシヨロ境迠 ヲヒチヤクナ井迠ヌウチゟ ヲシヨロ境フンコへ崎迠秋味川ゟ ヤマウシ迠 ヨイチ場所ヨリ ルウチシ迠 イワナイ山道 道矩合 但小川あり、 但上ヨイチ運上家あり、 但夷家有、 但ヲタンコシゟシリバ崎迠八丁、シリバ山ニ烽火あり、 但下ヨイチ番家あり、 但夷家有、 但鯡漁業小家あり、 鯡二小家漁業一あり、 五里廿九丁六間 四里拾八丁 (6ウ) 鯡漁業小家あり、 高サ壱丈、 鯡漁業居小家あり、 此処ハマナカトモ言、 、川有、 小川有、 , 巾三間四方、 巾弐間位、 巾五間斗り、 巾壱間斗り、 〔5 ウ (5 オ) 川あり、巾三十間余あり、 宁 弐丁 分丁 壱里拾丁 弐拾丁 (6オ)

本   本   本   本   本   本   本   本		〆家内八人		〆家内拾壱人 [9オ]
財船振掛りヶ所運上家元ゟ西ノ方弐拾八丁相隔字ヤマウシ与 婦夫三組 をケ所間数并浅深凡左之通、	寅四十四才		寅四十才	
財船振掛りヶ所運上家元ゟ西ノ方弐拾八丁相隔字ヤマウシ与 婦夫三組 をケ所間数并浅深凡左之通、	妻ワンキ		妻ウヱロ	
財船振掛りヶ所運上家元ち西ノ方弐拾八丁相隔字ヤマウシ与 婦夫三組 対船振掛りヶ所運上家元ち西ノ方弐拾八丁相隔字ヤマウシ与 一、惣小使 方船繋ヶ所追間数弐百間余、 モイレ住神/方ニテ海底深サ十尋位、「? 2)	寅四十二才	川住	寅五十二才	川住居
財船振掛りヶ所運上家元6西/方弐拾八丁相隔字ヤマウシ与 婦夫三組 対船振掛りヶ所運上家元6西/方弐拾八丁相隔字ヤマウシ与 一、惣小使方船繋ヶ所追問数弐百間余、 モイレ住神/方ニテ海底深サ十尋位、「? 2)	サルマ	一、小使	イタキサン	一、脇乙名
財船振掛りヶ所運上家元ら西ノ方弐拾八丁相隔字ヤマウシ与 婦夫三組管ケ所間数并浅深凡左之通、	女 七人		女 六人	
財船振掛りヶ所運上家元6西/方弐拾八丁相隔字ヤマウシ与 婦夫三組   でケ所間数并浅深凡左之通、	男四人	婦夫三組	男 四人	婦夫三組
財船振掛りヶ所運上家元6西/方弐拾八丁相隔字ヤマウシ与 婦夫三組管ケ所間数并浅深凡左之通、	Į.	〆家内拾壱		〆家内拾人
財船振掛りヶ所運上家元ら西ノ方弐拾八丁相隔字ヤマウシ与 婦夫三組 学ヶ所間数并浅深凡左之通、	寅五十六才	川住	寅六十九才	
財船振掛りヶ所運上家元ゟ西ノ方弐拾八丁相隔字ヤマウシ与 婦夫三組   一、惣小使 方船繋ヶ所追間数弐百間余、	ホウフイ	一、小使	乙名母ケウレ	
財船振掛りヶ所運上家元ら西ノ方弐拾八丁相隔字ヤマウシ与 婦夫三組 一、惣小使 一、惣小使 一、惣小使 一、惣小使 一、惣小使 一、惣小使 一、惣小使 一、惣小使 一、惣小使 一、惣小使 一、惣小使 一、惣小使 一、惣小使 一、惣小使 一、惣小使 一、惣小使 一、惣小使 一、惣小使 一、惣小使 をイレ住 神ノ方ニテ海底深サ十尋位、「??」 一、惣小性 が家内七人 が家内七人 が家内七人 を七尋位之ヶ所も有之候、 をお)ゴロタ石、夫ゟ百間沖迠小石、	女 弐人		寅三十七才〔8岁〕	
財船振掛りヶ所運上家元ゟ西ノ方弐拾八丁相隔字ヤマウシ与 婦夫三組財船振掛りヶ所運上家元ゟ西ノ方弐拾八丁相隔字ヤマウシ与 一、惣小使方船繋ヶ所追間数弐百間余、	男 六人	婦夫壱組	妻シハルカル	モイレ住
対船振掛りヶ所運上家元ゟ西ノ方弐拾八丁相隔字ヤマウシ与 婦夫三組財船振掛りヶ所運上家元ゟ西ノ方弐拾八丁相隔字ヤマウシ与 ー、惣小使方船繋ヶ所追間数弐百間余、		〆家内八人	寅三十六才	
開発 によって はいい はい	廿六才			一、上ヨイチ惣乙名
婦夫三組   一、惣小使   一、惣小使   モイレ住   モイレ住   ス名病死後   2名病死後   2名病死後   29ゥ	妻カフニ	川住		甲寅年役夷人
- 、惣小使   - 、惣小使   - 、惣小使   - 、惣小使   - ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	寅四十才	惣乙名兼	りゴロタ石、	一、浜并海岸通ら
<ul><li>婦夫三組</li><li>一、惣小使</li><li>モイレ住</li><li>が家内七人</li><li>婦夫壱組</li><li>婦夫壱組</li></ul>	イコンリキ	乙名病死後	<b>2</b> 余沖ノ方一円砂地、	但陸ゟ百間々
<ul><li>一、惣小使</li><li>一、惣小使</li><li>モイレ使</li><li>メ家内七人</li></ul>	名 9	下ヨイチ脇乙		一、海底陸ゟ三問
一、惣小使         七イレ住         が家内七人	女 弐人		が沖ノ方ニ海底深サ壱尋位、	一、陸ゟ三間余沖
一、惣 小使 モイレ住 と マ家内七人	男 五人	婦夫壱組	2七尋位之ヶ所も有之候、	但六尋余よと
一、 惣 小使 モイレ住		〆家内七人	-頃ニて海底深サ五尋位、	一、船繋ヶ所中頃
一、惣 小使 モイレ住	寅五十四才		7余ゟ八尋余之処も有之候、	但深サ九尋会
一、惣小使 エイレ住 エ	妻ニシケ			一、船繋ヶ所沖ノ
一、惣小使婦夫三組	寅六十二才	モイレ住	中間数百間余、	一、船繋ヶ所横巾
婦夫三組	メリ	一、惣小使	が船繋ヶ所迠間数弐百間余、	一、陸ゟ沖ノ方ᅅ
婦夫三組	女五人		ヶ所間数并浅深凡左之通、	[アオ] 申処壱ヶ
	男 六人	婦夫三組	R船振掛りヶ所運上家元ゟ西ノ方弐拾八丁相隔字ヤマウシ与	一、入海ニテ弁財

、煎海鼡同 [12オ] 鮑目当高

 女
 弐百三十四人 (112)

内訳

都合四百九十三人

女 弐百四人

外平蝦夷人 四百二十九人 男 弐百廿五人

役夷人家内 六十四人 内訳ケ 女 三十人 [ロオ]

女 男 五人 四人

夫婦三組

〆家内九人

妻ハルサン

廿二才

一、鯡取家数六十軒 此人別男五百拾五人 夏荷物百石目二付直段七八十両位見込、 但其年寄定不足〔ユヌ」

右者当御場所漁業中罷在候得共、秋末ニ至り居村為引取申候、此段奉申上候、 一、煎海鼡 千四百弐斤壱合

一、干鮑 此石五石六斗八合 (3)ウ) 三千三百三十五斤五合

一、筒鯡 九万六千三百廿一〆弐百匁目 五万千三百七十壱束

石 弐千四百八石三升

一、外割鯡 弐百拾弐束 め 五百三十五分

四百拾本 十三石七斗五合

石 弐百廿五石五斗

九千廿貫匁目

一、身欠類 弐千弐百九十三本

婦夫壱組

男

テタリヒラ住

寅四十四才 [10ウ]

イホロク

四人 四人

忰コイフニ

廿三才

一、白干鮑 三千弐百斤

ヨイチ出高

弐千七百斤 フルウ出稼

一、煎海鼡 七百斤

一、鯡類 弐千五十石

一、昆布 五十石 [12]

外千石余浜中役并諸品取かいの廉へ受取候分有之候、

一、鮭塩引 百五十石

五百斤

ヨイチ出荷物高

弐万九千四百廿貫匁目

七百三十五石五斗 (4\*)

五百丗六本

◎半丁白紙 (92) ◎半丁白紙 [9オ] ◎半丁白紙 (18 ウ)

◎半丁白紙 ②2 ◎半丁白紙 (20 \*)

覚

九千六百三十貫匁目

数の子 弐百六十本 弐百四十石七升五合

百廿五石

五千百六十貫匁目

六百七十本 壱万四千九百四十貫匁目

三百七十三石五斗

昆布

五百九十駄

、支配人番人稼方当寅年人数四十三人〔21才〕

女

弐百丗四人 弐百五十九人 蝦夷人別四百九拾三人之内 ヨイチ御場所運上家壱ヶ所

三千弐百六十貫匁目

石 八十一石五斗 [42]

鮭塩引 三百八十五束 此石百廿八石三斗三合三勺

筋子 廿五樽

◎半丁白紙 (15ウ)

◎半丁白紙 (16オ)

◎半丁白紙 [81] ◎半丁白紙 (172)

◎半丁白紙 [汀オ]

◎半丁白紙 (16 2)

壱升三合七勺 (15才)

〆四千三百六十壱石

此石六石弐斗五升

但其者ニ応じ手当有之候、

通詞給代

同十五両

番人稼方同

同三両ゟ同十弐両迠

支配人給代 金弐十両

ヨイチ御詰合様御立会之上、御場所御法度之趣御申聞後、台盃ニ而青酒三〔清酒〕 一、夏ヲムシヤ 但乙名小使壱人ニ付地廻り煙草三わツ、被下之、

御上様ゟ被下置候積ニ而、支配人ゟ被給候、 、地廻り煙草弐わツ、産取蝦夷人被下之、〔土産取〕

但御盃之儀ハ前同断、

右御盃相済候上、乙名、小使、役蝦夷人并産取ニ至迠為御祝儀於運上家ニ高膳(土産取)

部之上馳走致候事、 一、青酒弐斗入壱樽宛、

但乙名、小使、 産取、 平蝦夷人二至迠組合ニ而四人組ニ付壱樽

ツ、、〔ミロオ〕平夷人之儀ハ其年柄ニ応じ荷物出情之者江、尚乙

弐4入名、小使、平蝦夷人ニ至迠親類組合之事、

、モロミ廿六樽 夏秋ヲムシヤ村々割合ニ而被下之、

但台盃ニ而青酒三献ツ、御上様之積ニ而被下之、外ニ青酒小樽一、秋ヲムシヤ 乙名、小使、網持之夷人へ地廻り煙草弐わ宛被下之、

壱ツ一統へ遣ス、〔222〕

一、前段之通取扱致候外ニ蝦夷人壱人ニ付青酒壱盃、濁酒壱盃、米之儀ハ候上、御祝儀御盃膳部之儀者夏ヲムシヤ同様取扱仕候、候上、御祝儀御盃膳部之儀者夏ヲムシヤ同様取扱仕候、大配人通詞ゟ御法度之趣申聞

焚飯二而夏秋共蝦夷人不残江被下

下之、組、小袖并羽織等、青酒〔32〕小樽壱ツ、造米弐俵、糀壱俵役柄ニ応じ被組、小袖并羽織等、青酒〔32〕小樽壱ツ、造米弐俵、糀壱俵役柄ニ応じ被、ヲムシヤ之節乙名、小使、産取ニ至迠役儀を申付候節、運上家ゟ台盃壱

一、縁組之節家柄其者ニ応じ造米壱俵、又者青酒小樽壱ツ并濁酒八升遣一、縁組之節家柄其者ニ応じ造米壱俵、又者青酒小樽壱ツ并濁酒八升遣

斗へ之上差遣、猶食物等夫々手当遣、是迠取扱致来候、一、鰥寡孤独之者有之候節余り衣類等損じ候得者、其者ニ応じ古手并先織等見

一、老人幼ものへ手当介抱之儀ハ矢張 [タイオ] 鰥寡孤独之者同断取扱致居候!

ニ而養生為致、又者於居宅ニ薬用之者ハ番人を以食物ハ勿論夫々介抱致一、病気蝦夷人軽重ニ応じ御医師様御見廻之節御願申上、御薬頂戴仕、運上家

一、春鯡漁中雇蝦夷人之儀ハ、其者ニ応じ祝与申候而造米七俵ゟ八俵迠、格

相省候者へ者五俵〔ਖ਼2〕位之勘定差引遣候儀仕来ニ御座候

「はおうなないです」はそれによるでは、自なななまで、但右之儀ハ前々ら被仰付候仕来相守り取扱申候得共、実者前段之外

一其者ニ応じ弐俵ゟ五俵位迠手当致取扱申候、

定致遺候儀仕来ニ御座候、品々代料差引仕、其外残高を以鮭四東ニ付造米壱俵宛之〔55々〕買上ニ而勘品々代料差引仕、其外残高を以鮭四東ニ付造米壱俵宛之〔55々〕買上ニ而勘に相成申候、右漁事中蝦夷人共入用之品調へ候ニ付、右漁之高ら入用之秋味之儀ハ其年之出高ニ応じ右高之内四分者運上家、六分ハ蝦夷人共荷物

ハ弐盃、又者組合ニ而人数ニ応じ弐斗入壱樽人数見斗へ之上差遣但漁中仕来通り相守手当致候得共、内実ハ其時ニ応じ濁酒壱盃、或

し候儀度々有之候、

三盃、朝過参候得者弐盃半介抱仕候、〔ミッウ〕一、蝦夷人共御用ニ而召仕候節并運上家ニ而相仕へ候節、早朝ゟ参り候得者ハ

但右之通ニ候得共、内実ハ其日ニより働ニより夫々手当遣取扱致来

矣、

但前段何れも仕来通ニ候得共、内実ハ其時ニ応じ手当致来候、

濁酒ニ而見斗へ之上手当差遣し候儀ニ御座候、、山仕業介抱之儀ハ、早朝ゟ参候得者壱升ツ、之介抱ニ候得共、内実者別段

受、 (32) 壱敷ニ付米六升宛勘定致、右何れも好之品々差遣、山仕業相働候者江祝与申候而造米三俵ゟ其余其年柄ニ応じ差遣申候、薪

雇之祝与申儀者無御座奉存候、然共女蝦夷人者子持ニ至迠も運上家漁場ニ老人へカツ者勿論子持女蝦夷人并役蝦夷人者働方相用へ不申候ニ付、前段

候

廿俵、丗俵位迠も壱人ニ付相当申候、 而取揚ケ候鯡粕子取前ニ而其年柄漁事ニより造米七八俵ゟ十四五俵、 右者仕来ニ御座候、 尤役蝦 [27才] 夷 又者

人之儀ハ役柄ニ応じ祝有之申候

「但役蝦夷人常に介抱之儀者平膳ニ而取扱来候、外ニ三盃差遣ス、〔點紙〕 「一、老人へカツ者勿論、子持女蝦夷人并役蝦夷人」[貼紙にて抹消]

役蝦夷人共都而取扱方之儀ハウタレ共与差別有之取扱致候儀仕来ニ御座

但役蝦夷人へ青酒濁酒遣し候儀者其都度ニ有之申候、[清酒]

座候、

御目見之節仕来御献上之品

平常蝦夷人共へ定式遣介抱之儀ハ米、

酒

焚飯相交、介抱致候儀仕来二御

27 ウ

串貝 千 惣乙名

同 五百 五百 小使 脇乙名

壱樽、 右者御城下へ役蝦夷人持参之品ニ御座候、 濁酒八升、 [28オ] 地廻り煙草弐把壱人ニ付被下之、 御場所出帆之節為暇乞青酒小樽[清酒] 帰郷之節ハ造米弐

俵、 糀壱俵、地廻り弐わツ、壱人ニ付被下之、

青酒壱樽、 台盃ニ而青酒三献宛、

濁酒八升、 首尾能相済帰郷為御祝儀

走之事、

一、濁酒米年中凡弐百俵程手配仕候、四斗人

囲荷物高凡左ニ奉申上候、 28 ウ

鯡類 **弐**千束

身欠 五拾本

黒毛塩引 五十本

蝦夷人十五歳以上江為御手当小刀、 針被下候高左之通

小刀 弐百枚

> 針 十九疋

御軽物取獲ヶ所之儀ハヨイチ領分所々ニ而取獲候趣ニ御 陸候、 尤ヨイ

[23才] チ御場所之儀ハ一向不足之土地柄ニ御座候

ヨイチ御場所境之事、 チルヒラ境チヤラツナイゟヲシヨロ境フンコへ崎迠 道法四厘 [里]

ヨイチ運上家ゟフルヒラ運上家迠 八四厘十三丁 (29<sup>2</sup>) 八四厘十三丁 (29<sup>2</sup>)

ヨイチ運上家ゟヲシヨロ運上家迠

御 備 品 々

御備米 三百 長 人

、御幕串 百本

一、松明 九百本

草鞋 九百足

ダ 30 オ

御定仕来直段左こ

熊皮壱枚 造米弐俵ゟ五俵位迠

狐皮壱枚 但大中小并穴熊野熊ニ寄直段有之候 壱升□ゟ弐升位迠

但し前同断大中小之品ニ寄り

鯡八束ニ付 造米壱俵

鮭四東ニ付 同壱俵 (30ウ)

鮑五百ニ付 同壱俵

煎海鼡三百五十二付 同壱俵

諸品夷直段

煙草壱把、米弐升之勘定ニ候、 壱俵ハ米八升ニ候

一、 青酒 一、 青酒 子 升 煙草壱把

同壱把

189

一、皮同 一、かんな類世弐 一、濁酒弐升 、きせる壱本 火打 糀壱升 腕 腕 四 ツ 小刀類 台盃 木綿類五尺ニ付 田 山代 刀 モロミ壱升 みゝたらへ 鯖刺 ヤス類 鐇 大同 大中小品ニ寄 但白木綿者六尺三寸ニ☆付同壱わ 弐 四 八 本 本 本 同壱把 同壱わ 同壱わ 同壱わ 同壱わ 五合 壱俵宛 同 同 小中大 同壱わ(ヨウ) 同壱わ(31オ) 五俵ゟ七八俵迠 三わ 壱升 五合

煙草壱把 (32オ) 五合ゟ壱升迠

> 右者御尋ニ付奉書上候、 一、玉之類 縮面綸子金襴縫物何れも品ニ寄〔33才〕 [縮緬] 廿五俵ゟ丗四小袖 ヨイチ御場所之内春夏秋共漁事仕候ヶ所之儀者、別紙絵図面ニ而奉差上 出荷物凡平均弐千弐百五十石、 シトキ 先織之類 れも大中小品ニ寄夷直段有之申候、 古手之類 合羽之類 単物之類 小田原鉢、高鉢、桧提、 外鍋類并塗物之儀ハ前段之品之外ニ、 34 オ 千石程も浜中之分積取候年も有之候得共、右者定不定ニ御座候、 鴨々、酒桶、 壱俵ゟ五俵位迠 廿五俵ゟ丗四五俵迠 五俵ゟ 三俵位站 五俵位ゟ 七俵位迠 壱俵半ゟ 33 ウ 重箱、

膳之類、

、荒物、

小間物何

覚

34 ウ

鯡二八取之者御免判頂戴仕、御場所ニおゐて中遣船、 鯡二八取之者春鯡より引続夏漁相稼候儀当御場所者古来より無御座候、 海鼡引蚫突之儀ハ別段御判持参り入込候儀も無御座候、 図合 (35オ) 船、 磯船 尚

二八取之者御判も無之、余り木材を以合船等致候儀ハ御私領之節ゟ堅く無 御座候、右之訳者山林伐荒され運上家之難儀之儀ニ付、厳敷致候儀ニ御座 等合船仕儀御私領之節ゟ仕来ニ候

大中小黒赤蒔絵金具ニ寄

廿俵ゟ五十俵位迠 (32)

候、 35 ウ

大工木挽当所へ相越相稼候儀ハ御私領ゟ仕来ニ御座候

文政五午年

ヨイチ御場所

36 1

秋味漁上ヨイチ打廻し六百間網壱統

ヨイチ御場所字数

下ヨイチ

モイレ 夷家有、出張漁小家壱軒

ハルトロ 漁小家有、

ヲヒチヤクナイ申ハマナカとも申、漁小家、

ヌウチ 夷家、出張番家、 漁小家、

ヤマウシ 同 36 ウ

ヲタンコシ 出張番家、漁小家、

テタリヒラ 夷家并前同断

シユマトマリ 闰

ユウナイ 同

ニ小字無之候、川ゟフンコへ崎迠壱厚余之道法、上ヨイチ之儀者聊秋味而已之漁事ニ而、下ヨイ4

秋味漁手配方

打廻し六百間網壱統

起し網打廻し四十間壱統 川尻モイレ

ヤマウシ

テタリヒラ

闰 同

川上ノホリト申所ニ川起し網壱統、 37 ウ

下ヨイチニ而者場狭ニ而川与斗申、

37 オ 外

ヨイチ目当高元通り

一、イリコ 五百斤

白干鮑 千弐百斤

ヨイチ御場所之儀者一体元ゟ鮑出不足之御場所からニ付先年ゟフルウ御場

所江夏分斗夷人番人差添、

一、秋味鮭 九百石

一、鯡類

一、こん布 五十石 (38才)

春手配方

一、差網八十放又者六十放

三半船壱艘、ほつち船弐艘、 雑魚小起し網打廻し廿間、 又三半船壱艘、ほつち船壱艘もあり、 十五間位もあり、

右者蝦夷人介抱網二御座候、 38 ウ

付、 御請負被仰付候儀ニ奉存候、乍恐(331)右之段以書面奉申上候、以上、 年ゟ西蝦夷地ヨイチ ―― 御請負被仰付、 [御場所] 奉申上候、文化之度私祖父長左衛門代最初東蝦夷地アフタ御場所御請負被仰 私御場所御請負仕候儀何年以前ゟ御請負被仰付哉之旨御尋ニ御座候ニ付、乍恐 次ニアツケシ御場所「立種人」 「文政元寅年ゟ申年迠」御請負被仰付、 夫
占
私
親
彦
左
衛
門
ら
私
代
二
至
り
引
続 同八酉

文化年中之書物類何れも出火之節焼失致候ニ付、年号等一向相分不申候儀ニ

奉存候、 39 ウ

◎半丁白紙 (40ヶ)

◎半丁白紙 (40 \*)

◎半丁白紙 [41オ]

◎半丁白紙 (41ウ)

◎半丁白紙 (42 º) ◎半丁白紙 (42オ)

◎半丁白紙 (43ウ) ◎半丁白紙 [43オ]

◎半丁白紙 (42) ◎半丁白紙 [41]

◎半丁白紙 (46才) ◎半丁白紙 (45 º)

◎半丁白紙 [45才]

◎半丁白紙 (46ウ)

#### =(ヨイチ場所運上家・番家書上)

上ヨ井チ運上家壱軒 但秋味漁之節下運上家ゟ引払行、

是下ョ井チ運上家江凡五六丁有之、尤川渡し有、

下ヨ井チ運上家壱軒 此処出崎之かけニ而番家并弁才掛場不見得申候、是ヌウツ番家江凡五六丁 但秋味支舞後ゟ此処ニ居合新規相建家也

ヌウツ番家壱軒

但鯡取場所也、其外商売なし、

元二八取も沢山ニ居合候得共

有之候、

、(ヤマウシ) 是よりヤウマシ番家江凡七八丁有之申候、 (ヤマウシ) 「ヤマウシ」 ヤウマシ番家壱軒 但鯡漁、 秋味網立ル、猶亦二八取拾軒有之、

是よりヲタコシ番家江一里山越なり、

ヲタコシ番家壱軒 但鯡漁并いりこ、あわひ少々ツ、取揚申候

是よりテタリヒツ番家迠凡一里山越なり、 此処番家ら外番家海岸通不叶

テタリヒツ番家壱軒 但鯡漁并秋味網立ル、 いりこ、あわひ取ル、二八取弐軒

是よりシユマトリ番家江凡十丁斗山越也、〔シユマトマリ〕

シユマトマリ番家壱軒 但鯡漁、 いりこ、あわひ少々出ル、二八取四軒有之

是よりユウナ井江凡半道、

ユウナ井番家壱軒 但鯡漁、釣物出ル、二八取六軒有之、

是よりフルヒラ運上家江ゴ

此外番家無御座候、 く相成候得者高嶋江落シ、 何れ番家ニ而も釣物出申候、尤地方ゟ七里位沖江出、 風強

#### (三) (付箋)

一、疫病痘瘡都テ流行之節者、番人差添山奥江為立退介抱手当之義者厚クいた

奇特夷人手当取扱之義ハ其ものに応じ為取品有之候、 但附添番人の外夷人通路差止メ申候 尚又産取蝦夷人〔土産取〕

之義ハヲムシヤ之節乙名小使同様いたし居候

186 (45)

## [B78] (ヨイチ場所諸書上綴)

御制札御文面写〔1才〕

御引渡二付御場所二而書上

◎半丁白紙 (12)

何之別心茂無之船風波之難に逢ひ漂来候類ハ格別之〔2ォ〕「〇」異国の船渡来之節ハ、二念なく打払ふべき旨文政八年被 仰出候得共、〔朱筆〕

間、聊不相已可申出候、其旨相心得弥ゆるかせにすへからさる者也、何之別心乃無之無局逃之難に美て渡羽修養、格別之。至三の人に打払ふ間敷、依てハ武備之儀ハ弥厳重ニ可心懸旨此に、其旨兼而船方漁民等相〔32〕心得、堅く可相守候、若親しミ候儀を、大御答等ハ無之候、勿論異国人与親しミ候事ハ前々ら御法度ニ候へハ、其旨兼而船方漁民等相〔32〕心得、堅く可相守候、若親しミ候儀を高置、後ニ而相背ハ用捨なく可被処厳科候、有体訴出候ハ、、一旦同意で者ニ而茂御咎ハ是なく時宜ニよりてハ御褒美〔44〕を茂下さるへぐ候之者ニ而茂御咎ハ是なく時宜ニよりてハ御褒美〔44〕を茂下さるへぐ候之者ニ而茂御咎ハ是なく時宜ニよりてハ御褒美〔44〕を茂下さるへぐ候之者ニ而茂御咎ハ是なく時宜ニよりてハ御褒美〔44〕を茂下さるへぐ候之者ニ而茂御咎ハ是なく時宜ニよりてハ御褒美〔44〕を茂下さる者也、何之別心乃無之無局がる異国人の場所を持入の場所を持入の場所を持入の場所を表現した。

右之趣今般従 [4]

公儀被 仰出候間、堅く可相守者也

天保十三寅年十二月 [5 ]

之候ニ付、今度吟味之上夫々被処厳科ニ候、就而者右両国者〔ҕウ〕勿論「○」似セ金銀銭拵候者并ニ売捌もの雖為御制禁近来奥羽筋者専行ひ候もの有〔朱筆〕

行候、右之趣御料者御代官、私領者領主地頭ゟ浦方村町共不洩様可触知\*)若見聞乍及隠置、他所ゟ顕るゝニおゐてハ其処之もの迠も罪科可被其筋江可申出、品ニ寄御褒美被下、其者ゟ仇をなざる様可被仰付、〔6国々厳敷可被遂御穿鑿候条銘々無油断相改、自然疑敷もの有之ハ早々国々厳敷可被遂御穿鑿候条銘々無油断相改、自然疑敷もの有之ハ早々

七月

尤触〔6ウ〕書之趣板札ニ認メ高札場所ニ懸置可申者也、

右之趣今般従

公儀被 仰出候間堅く可相守もの也、 「テォ」

天保十三壬寅年九月 [7 ウ]

鮮国江御渡ニ相成候以来渡海停被「○」今度松平周防守元領分石州浜田松原浦ニ罷有候無宿八右衛門竹嶋江渡海〔朱筆〕

可成丈遠沖乗不致様乗廻し可申候、船ニ不出会候様乗筋等心懸可申旨先〔๑ォ〕年も相触候通弥相守、以来者嶋之儀も同様相心得渡海いたしますく候、勿論国々之廻船於海上ニ異国(まじく)

候、尤触書之趣板札ニ認高札場等ニ懸置可申者也、右之趣御料者御代官私領者領主地頭ゟ浦方村町とも不洩〔92〕様可触知

二月

右之趣今般従

公儀被 仰出候間堅く相守りへくもの也、〔ロオ〕

天保八丁酉年四月 [02]

年々上納御役塩数子書上〔11オ〕

東	俊佑ほか	北海道博	物館所蔵	の林栴家資	料(二)								
1、 ヌウチゟ	一、ヤマウシゟ	一、ヲタンコシ占	・ テタリヒラゟ	一、シユマトマリゟ	一、ユウナ井ゟ	但フルヒラ境ひ ユウナ井迠道法 ハチヤラツナ井道浦中央ゟ	ヨイチ御場所字附并里数	◎半丁白紙 [3次]	御場所境小名里数書上〔ユヌ〕	」 五 月	和:   右之通相違無御座候、	了、 有即易心則是 孟女子 江寧	◎半丁白紙 (11ウ)
八丁	拾八丁	拾 八 丁	弐 拾 丁	拾八丁	拾八丁	六	数		13 才		以上、〔12才〕	人 行 行	
但漁小家有、	鯡漁小家有、 中五間斗、 小家有、	高サ壱丈、巾三間四方、シリハ山ニ烽火台有、〔14ウ〕	鯡漁小家有、 但下ヨイチ番家有、	鯡漁小家有、 但番家、川有、	鯡漁小家有、 口番家有、川有、 〔4オ〕	申処海上七丁斗、中の一部では、カーの一では、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーの一では、カーの一では、カーので				支配人 [12]	ヨイチ御場処 コイチ御場処	9期之几几日 7 秦 二为"矣"、	
右之通年々蝦夷人飯料為用意囲置申候処相違無御座候、		鮮 栗 類 そ 対 対	一、或爰长 四斗入代百表	◎半丁白紙 [テゥ]	蝦夷人用意飯料書上〔ワォ〕	◎半丁白紙 (16ウ)	東七(16才) 現代 は、一大郎人 一大郎人 一大郎人 できょう かんしょう はいかい はいかい はいしょう しょうしん いしょう しゅうしん しょうしん しょうしん しょうしん しゅうしん しょうしん しょくしん しんしん しょくしん しんしん しょくしん しょくしん しょくしん しょくしん しんしん しん	「○」東フンコへ崎ヲシヨロ境(朱筆) 西チヤラツナ井滝フルヒラ境	一、御場所境	四道 里法 拾合 八 丁	フンコへ崎迠 ・	一、モイレ運上家ゟ	・ ヲヒチヤツナ井ゟ
囲置申候処	<u> </u>				17 才 二		追相選無為	通目 量無明			· 壱 拾里 丁	六	四丁
足相違無御座候、以上、							1.四値 り」 - 支配人 - 支配人	茂夫、火ニ、		ヲシヨロ境迠 <sup>[15</sup> ウ]	巾弐間斗、	中世間斗、川有、但上ヨイチ運上家有、川有、	但番家有、〔15ォ〕

卯五月	長七〔18ウ〕	雇蝦夷人給代書上〔22才〕	書上〔22才〕	
運上家持船々書上 [19オ]		◎半丁白紙 〔22 2〕		
◎半丁白紙 (19ウ)		春漁業中雇夷人給代書上	代書上	
		一、上男 壱人	造米八俵	
覚		一、中男 壱人	造米七俵	
一、図合船 五艘		一、下男 壱人	造米六俵	
一、三半船 拾艘		外ニ手当		
一、持府船 五艘		一、上男 壱人	造米七俵	
一、磯船   八艘		一、中男 壱人	造米六俵〔33才〕	
〆是者運上家遣漁船ニ御座候、〔20ォ〕		一、下男 壱人	造米五俵	
外二用意船		女の子		
一、図合船 五艘		一、上女 壱人ニ付	造米六俵	
一、三半船 拾艘		一、下女 壱人ニ付	造米五俵	
一、持府船 拾艘		外ニ手当		
一、磯船 七艘		一、上女 壱人ニ付	造米五俵	
一、蝦夷人船 百艘		一、下女 壱人ニ付	造米三俵 〔32 9〕	
是者夷人共所持之船二御座候、〔20寸〕		飯焚ヘカツ		
外二用意船		一、 壱人ニ付	造米五俵	
一、蝦夷人船 拾艘		但秋味漁之	但秋味漁之節雇夷人給代前同断、	
8		右之通相違無御座候、	以上、	Ź
右之通ニ相違無御座候、以上、	发记人	卯八月		4
卯八月	長七〔21才〕			
		◎半丁白紙 [24년]		
◎半丁白紙 (記立)				

「○」御備米御預高書上 [55オ]

◎半丁白紙 252

[朱筆] 一、御備米

但加賀米此石 百弐拾石

四斗入三百俵

右之通相違無御座候、以上、〔26寸〕

ヨイチ御場処

卯八月

◎半丁白紙 (372)

御軽物買入直段書上〔27才〕

御軽物買入直段書上

一、熊皮大 并膽共 壱疋分代造米五俵 右同断

同三俵位

一、同

右同断

同中

但カヱ熊者壱俵差遣申候、

米弐升五合 米壱升

但中下者見斗ひ (28オ)

一、ホイヌ皮

但 下 三 は い

但其品ニ応じ (28ウ)

米弐升

米壱升壱盃

右之通相違無御座候、 以上、

卯 八 月

◎半丁白紙 29 2

酉年6丑年迠五ヶ年分二八取鯡取上高調子 [30オ]

◎半丁白紙 (30 º)

二八取荷物取上高

一、酉年 八万五百束

一、亥年 一、戌年 八万千百束

一、子年 七万八千三百束

七万五千束(31才)

一、丑年 七万七千八百束

右之通相違無御座候、以上、

「〇」寅年出産物書上〔32ヵ〕

支配人 長七〔31 º〕

◎半丁白紙 (32 2)

嘉永七寅年 出産物書上

西蝦夷地ヨイチ

182 (49)

長七〔237〕 長七〔237〕

「○」一、煎海鼡

此石 三石壱斗弐升 七百八拾斤

白干鮑 弐千弐百七拾九斤五分

九石壱斗壱升八合 [33才]

此石弐千七百六拾三石九斗四升弐合

此石五百拾九石七斗五升〔33之

六百三拾九本

一、白子

此石弐百三十六石五斗

目形弐万九千弐百廿六〆匁

鮭塩引

此石三百七拾九石六斗六升六合六勺

一、筋子 八拾樽

此石

石数

目形拾壱万五百五拾七〆六百八十匁 六万三千九百七拾三束

目形弐万七千七百九拾〆匁 千六百九拾五本

此石弐百八拾六石六斗五升 目形壱万千四百六十六〆匁

一、数子 弐百三拾本

此石百拾三石弐斗五升 [34] 目形四千五百三拾〆匁

四百三拾本

目形九千四百六拾〆匁

千弐百七拾五本

此石七百三拾石六斗五升 [34]

千百丗九束

弐拾石 (35オ)

〆五千六拾弐石六斗四升六合六勺

右之通相違無御座候、以上、

卯八月

支配人 長七 (35 º)

「○」蝦夷人共ゟ産物買入直段書上 [36オ][朱筆]

◎半丁白紙 (36 2)

一、鯡 「○」蝦夷人共ゟ産物買入直段書上[朱筆]

八東ニ付 代造米壱俵

一、干鱈 八東ニ付 代造米壱俵

拾東ニ付 代右同断

一、干鮃 一、煎海鼡 三百二付 四東ニ付 代造米壱俵 代右同断 (37オ)

、鮑大小 五百二付 代右同断

、干白子 壱樽ニ付 代米弐升

一、同数子 壱樽ニ付 代米弐升

一、笹目 廿壱〆匁ニ付 代米弐升

但積取舟滞舟中ハ右直段ニ而買入仕、 四東ニ付 代造米壱俵 右舟出帆後者五東二付造 (37ウ) 米

壱俵ニ御座候

卯 八 月

◎半丁白紙 (38 2)

「○」運上家印鑑書上〔39ヵ〕

右之通相違無御座候、以上、

支配人 長七〔38ヵ〕

俊佑ほか 北海道博物館所蔵の林栴家資料(二) ◎半丁白紙 (43ウ) 卯 五 月 右之通相違無御座候、以上、 ◎半丁白紙 (41ウ) ◎半丁白紙 (402) 御役所 が下 差ニ改請之可申もの也、 「〇」一、上下ヨイチ〔印〕印鑑(朱筆) 、新規ホツち皆具壱艘 紅差 相役所 相段所 右ハ西地ヨイチ場処ニおゐて木品伐出合船之義願之通申渡、出来之上於江 寅十二月 寅十二月 [42] 寅年合船御免判控〔41才〕 卯八月 右之通相違無御座候、以上、 壱艘 (42 オ 炭焼沢 新三良 支配人 長七〔43オ〕 支配人 長七〔40オ〕

(印) 上ミ下ヨイチ運上屋

◎半丁白紙 (39ウ)

◎半丁白紙 [42] 蝦夷人掟書上 [44]

一、蝦夷人共番人共江申過或者致手違等候節者償取置候義従以前仕来ニ御座

候、尤程相立候得者右品返し遣申候、 右之通ニ相違無御座候、以上、〔45 オ〕

卯 八 月

支配人 (45 2)

◎半丁白紙 (46 2)

春廻鯡取名前書上 [46オ]

一、上之国

一、同処之

一、塩吹村

一、同所之

一、同

一、塩吹村之

一、同処之

一、同処之

一、五勝手之

同字ハマナカ出稼

下ヨイチ領ハルトロ出稼

長吉

平蔵

与太良

与右衛門 (47オ)

万右衛門

嘉右衛門

伝蔵 喜八良 又兵衛

一、同処之	一、同処之	一、同処之	一、江差之	一、宮之歌	一、木之子之	一、同処之	一、羽根差之	一、同処之	一、同処之	一、同処之	一、塩吹村之	同字ヤマウシ出稼	一、扇石之	一、同処之	一、炭焼沢之	同字ヌウチ出稼	一、同処之	一、同処之	一、上之国之	一、白府之	一、同処之	一、同処之	一、同処之	一、同処之	一、同処之	一、炭焼沢村之
卯之丞	弥左衛門	治良兵衛	三之丈	吉兵衛〔49才〕	安兵衛	安兵衛	利八	利右衛門	卯三良	金十良	勘右衛門 (49)		勇治良	治良兵衛	庄三良		弥平	仲七 [48才]	竹松	清治良	治良吉	藤吉	新三良	太良兵衛	作之丞 [472]	治良吉
一、同処之	一、江差之	一、塩吹村之	同処字ユウナ井出稼	一、同処之	一、江差之	一、同処之	一、同処之	一、塩吹村之	一、上之国之	同処字シユマトマリ出稼	一、同処之	一、同処之	一、江差之	一、松前泊川之	同処字テタリヒラ出稼〔50ォ〕	一、同処之	一、同処之	一、同処之	一、同処之	一、江差之	一、炭焼沢之	同処字ヲタンコシ出稼	一、五勝手之	一、同処之	一、同処之	一、石崎村之
久助〔51才〕	又四良	万助		子之助	長三良	半七	丑太良 (50 ウ)	善八	久右衛門	稼	小三良	伝蔵	権四良	治三良	50 才	角之助	松三良	勘三良	新八	弥助	仁三良		治良右衛門 [499]	勘兵衛	定五良	寅古

◎半丁白紙 (53ウ) ◎半丁白紙 (522) 一、同処之 一、神明町之 「〇」支配人并番人稼方名前書上 [53才] (宋筆) 一、同処之 一、同処之 、枝ヶ崎町之 、枝ヶ崎町之 、端立町之 、同町之 同町之 一同処之 江差之 同処之 右之通相違無御座候、以上、 〆人数六拾五人 (51ウ) 雇人 三百八拾三人 覚 四百四拾八人 | The state of th 藤次良 長助 金右衛門 多右衛門 宇太良 弥右衛門 仁太良 [54才] 支配人 長七 (52 才) 一、同歌之 一、同処之 一、下及部村之 一、同町之 一、同処之 、同処之 、同処之 、同処之 同処之 同処之 同処之 泊川町之 端立町之 同処之 同処之 同処之 同処之 神明町之 同川代之 同釣谷浜之 南部大畑之 東中町之 同田名部之 同木之部之 同正津川之 河原町之 同 词 同 可 司 可 司 同 多五良 岩吉 清三良 佐五兵衛 長兵衛 源之助 金七 市太良 与七 万蔵 長治良 治良七 要七 三之丈 善作 (55オ) 太良兵衛 [54] 喜兵衛 丑太良 (55 p)

◎半丁白紙 (582) 「○」御目見得之節蝦夷人献上之品書上〔88々〕 同処之 塩越之 同処之 同処之 同河内之 同角違之 卯八月 右之通ニ相違無御座候、以上、 〆三拾五人 都合四拾五人 番人稼方 同 同 可 闰 可 勘蔵 勝五良 勘十良 由松 安蔵 善五良 (56 2) 市吉 鉄五良 福松 金治良 林蔵 仁三良 佐五右衛門 作右衛門 56 オ 支配人 (572)

外ニ請負人

と遣し品 (50つ)

金鑭羽織 台盃 金鑭羽織 永代張 煙草 台盃 綸子小袖 縫付小袖 小田原鉢 酒五升入 蒔絵行器 壱枚 三樽 壱組 壱枚 壱枚 壱組 壱ツ 壱枚 五本 拾わ 壱組 惣乙名遣品 小使遣品

永代 草

五 拾 弐 梅

酒五升入

◎半丁白紙 (62 2) 右之通相違無御座候、以上、 卯八月 御備品 煙草 田代刀 揭布 ダ (61オ) 酒五升入 草松幕 鞋明串 草松幕 鞋明串 草松幕 鞋明串 草松幕 鞋明串 草松幕 鞋明串 草松幕 鞋明串 内訳 御備品御預り高書上〔62オ〕 覚 百百三 足本拾 本 百百三 足本拾 本 百百三 足本拾 本 三三五 百百拾 足本本 三三五 百百拾 足本本 草松幕 鞋明串 千千弐 弐 百百八 足本 本 テタリヒラ ヲタンコシ 番家 **番家** [63 2] ヌ ウチ る 上ヨイチ 軍上家 〔63ォ〕 平夷人遣品

右之通相違無御座候、以上、 卯 八 月

草松幕 鞋明串 草松幕 鞋明串

百百三 足本拾 本 を 番家 [64オ]

ユウナ井

鯡取持船惣乗数書上 [65才]

◎半丁白紙 (65 2)

、三半舟弐艘 ほつち壱艘 ほつち弐艘 ほつち弐艘

同 词 同 同 与太良 喜八良 又兵衛 万右衛門 (66オ) 太良兵衛 与右衛門

一、 三半 日 一、 三半 日 一、 三半 子 号 壱 壱 恵 艘 艘 艘 艘 艘

ほつち弐艘

支配人 長七 [4º]

一、三半舟弐艘

、三半舟弐艘

ほつち壱艘

ほつち弐艘・三半舟四艘

三半舟壱艘

右之通ニ相違無御座候、以上、 はつち弐艘 メニ半舟 を三半舟 ほつち弐艘 ほつち 壱艘 ほつち三艘三半舟弐艘 ほつち弐艘 ほつち壱艘 ほつち壱艘 ほつち弐艘 ほつち壱艘 ほつち壱艘 ほつち壱艘 右同断 ほつち弐艘 ほつち壱艘 ほつち壱艘 ほつち壱艘 ほつち弐艘 ほつち弐艘 ほつち壱艘 七拾八艘 (72 才) | 本学学 | 本学学 | 本学学 | 本学学 | 大右衛門 (70 ½) | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 1 元 | 紅差之 細城下泊川之 治三良 良 大治川之 司 丑太良 伝蔵 久蔵 長助 宇太良 松三良 金右衛門 多右衛門 四良 70 オ 71 ウ

支配人 (72 つ)

◎半丁白紙 (73 2) 「〇」漁業手配方書上 [マヌォ](矢筆)

#### 漁業手配方書上

- 釣物鱈、 鮃、 蘇并煎海、 鮑之類も夷人共自分商売ニて漁事仕候
- 運上家ゟ西之方ヌウチ出張番家壱軒、春漁之節ハ番人三人、三半船壱艘 夷人共取高日々改与而番人壱人差遣申候, 持符壱艘、雑魚小網壱統、其外 [マオヤ] 釣物漁事仕候、夏漁煎海、鮑之類も
- 右同断字ヲタンコシ出張番家壱軒、 壱艘、 右同断字ヤマウシ出張番家壱軒、春漁之節番人三人、図合船壱艘、 網六拾放手配仕候、夏漁右同断、秋味之節ハ番人弐人、図合舟 [42] 持府壱艘、起し網壱統、 網六拾放、 釣物漁事仕候、 奥行四拾間、 夏漁右同断、秋味無御座候 春漁之節ハ番人三人、三半舟壱艘、持 巾四丈、 右網ニ而漁事仕候、
- 右同断字テタリヒラ出張番家壱軒、 府壱艘、 持符船壱艘、雑魚小網壱統、釣物右同断、夏漁無御座候、秋味之節 [75才] 春漁之節番人三人、三半舟壱
- 右同断字シユマトマリ出張番家壱軒、 秋味無御座候、 釣物漁事右同断 (75ウ) 春漁右同断、 夏漁事も有之申

船数春漁右同断、

起網壱統、奥行四拾間、

巾四丈、右網ニ而漁事仕候、

- 右同断字ユウナ井出張番家壱軒、 春漁釣物右同断、 夏漁并秋味無御座候
- 出張漁小家七軒、 [76才] 右同断、夏漁秋味無御座候 雑魚小網壱統、三半船壱艘、磯舟壱艘ツ、、春漁并釣物
- 申候 上ヨイチ川運上家秋味之節糸引網打廻し、 而夷人網九統ニ而漁事仕候得共、 近年不漁ニ而鮭相上り不申候ニ付見合置 六百間網舟壱艘手配仕候、 Ш
- 川尻秋味起し網壱統 艘、 持〔元之〕符壱艘 奥行四拾間 巾四丈、 右網ニ而漁事仕候、 三半壱

- 川上ノホリ秋味起し網壱統、巾奥行右同断、 図合舟壱艘二而漁事仕候、
- ヲショロ領字ラムシマナ井○トマリ○モ、ナ井、 網壱統ツ、ヲシヨロ夷人当川ニ而漁事仕候、 日々番人差遣、 チコタン右四ヶ処江蝦夷 取高相改申

但同処夷人勝手ニ近年ゟ網相立不申候、 77 オ

同領シヲヤ之儀者ヨイチ寄蝦夷人榀網壱統舟共差遣、 候義ハ前々仕来ニ御座候 漁宜敷年ハ番人取高改与而差遣申候、右ヲシヨロ江罷越、秋味漁業仕 夷人共斗ニて漁事仕

但近年鮭付不宜ニ付見合置申候、其年ニゟ鮭沢山見得候得者矢張相用申

其年ニ寄ラムシマナ井ニて鮭沢山ニ見得候得者漁事仕候 但ヲショロ夷人ニ而秋味漁事仕候得共、 仕候仕来ニ御座候 矢張荷物ヨイチ運上家ニ而買入

右之通相違無御座候、以上、

卯 八 月

支配人 長七 (78オ)

◎半丁白紙 78ウ

「○」上下ヨイチ御場所老夷人書上 [ワタオ][朱筆]

◎半丁白紙 (羽立)

覚

上ヨイチ

ッポリ メリ 六十三才

アウレ 七十才

174

是
ら
下
ヨ
イ
チ 平 東 七 チョ 六十七才 トキサマ母七十三才 クン子リキ母 クン子リキ母 ラ、テ母 ラ、テ母 ナニコ ナニコ 六十三才 六十三才 六十九才 (80 平夷人 ラムリ 六十八才 
 平東人
 大田

 トローク
 大クル

 大クル
 大クル

 トローク
 大十カ

 (80 x)

 大キタエ

 六十月スマ
 ア夷人 アカカ ア東人 ムントラ 「〇」一、烽火台 壱ヶ! [朱筆] シリハ崎山々 壱ヶ! 「○」烽火台ヶ所付并早船乗早走之者名前書上 〔82才〕〔朱筆〕 右之通ニ御座候、以上、 卯八月 、御用地御初年ゟ被 仰渡候早船早走之義者、御場処有合ほつち〔88 \*〕 〆人数拾八人 船二而名前之者共為相詰急御注進申上、御差支之義無御座候、 但巾三間四方ニ高サ壱丈 積木 壱ヶ所 早舟乗番人 仁太良 仁太良 早走番人『喜兵衛』 同蝦夷人 追川町 長兵衛<sup>〔83</sup>ウ〕 チラツ<sup>母</sup> 六十一才 (81<sup>オ</sup>) 与三吉 妻 イムケシ 六十弐才 支配人 長七〔81<sup>2</sup>〕

86 ウ 86 1 ◎半丁白紙 (85 2) ◎半丁白紙 (842) <u>#</u> 此深サ廿八尋 此深サ四拾尋 八月 卯之 村違無御座候間、 浅深書上 [851] 此深サ世式尋 此深サ世尋 目〇拾丁 此深サ拾八尋 此深サ拾五尋 長七 〔847〕 此段御届奉申上候、以上、 此深サ九尋 Ö H 此深サ拾壱尋 豆五. 此深サ七尋 此深サ四尋 セハシ イヘルイ シララシ 1 自 此深サ五尋 此深サ三尋 ○丗間目 \*\* 道法二里八丁 説 チヤラツナ井 対間目 世間目 道法凡丗丁 一、青酒 (清酒) (清酒) 武斗八升 (清酒) ◎半丁白紙 (892) ◎半丁白紙 〔80 2〕 87 オ 「〇」夏秋両度ヲムシヤ取扱方并蝦夷人江役儀申渡候節差遣候品書上 〔88ぇ〕朱筆〕 〇卅丁1 ○卅丁 此深サ弐拾尋 右之通ニ相違無御座候、以上、 卯 八 月 夏秋両度ヲムシヤ取扱方并ニ蝦夷人江役儀申渡候節差遣候品書上 目〇廿 但ヲシヨロ堺フンコへ崎迠但フルヒラ堺チヤラツナ井滝川中央ヨリ 此深十九尋 此深サ拾八尋 役蝦夷人江 此深十五尋 此深サ拾三尋 ○拾丁目○五丁目 凡四里拾八丁程 (872) 自○五 此深九尋 此深サ八尋 此深五尋 此深サ五尋 一丁目〇丗間目 1 目〇世間目 此深サ弐尋 此深式尋 支配人 長七〔88才〕 フンコへ崎ヨイチヲシヨロ 道法凡壱里拾八丁 境

ホフイ

但台盃ニ而三盃ツ、被下置候内弐盃者御上様之分、 残壱盃ハ運上家

**ゟ為給申候、** 90 オ

外ニ地廻煙草壱わツ、御上様ゟ被下置候

御上様ゟ被下置候分

弐石四斗三升 惣夷人江

但村々家数人数ニ応し割合ニ而被下置候

御上様ゟ蝦夷人十五才以上江為御手当与小刀、針被下置候高左之通

一、小刀

90 ウ

弐百数

一、針 拾九疋

曽而被仰渡候御法度之趣申聞後台盃ニ而青酒三盃ツ、従〔gīz〕 [清酒] 夏ヲムシヤ 但乙名小使壱人ニ付地廻煙草三わツ、被下之、

御上様被 下置候積ニ而支配人ゟ被給候、

地廻煙草弐わツ、土産取蝦夷人江被下之、

但御盃之義者前同断

右御盃相済候後乙名、 小使、役夷人并産取ニ至迠為御祝義運上家ニ於白飯 [土産取]

青清一 酒酒汁 菜高膳部二而馳走致候事、 91 ウ

弐斗入

但乙名、小使、 土産取、 平蝦夷人ニ至迠四人組ニ而壱樽ツ、、 彼等

漁勘定之内以差遣候儀仕来二御座候、 猶乙名、 小使、平夷人ニ至

追親類組合之事、

平蝦夷人共江者吸物腕位之盃ニ而青酒弐盃ツ、、 [椀] [清酒] 南部わんニて濁酒

并焚飯為給申候、 92 オ

女子へカツ江者吸物椀位之盃ニ而青酒壱盃ツ、、 [清酒] 濁酒焚飯之義者平蝦

夷人同様為給申候

モロミ 廿六樽 夏秋ヲムシヤ村々割合ニ而被下之、

下之、 但御帰郷之節茂右同断

当ヨイチ御詰合様も同断

但御引払之節も右同断

地廻煙草 百四拾八わ

弐斗入

とも如斯

濁り酒 三拾樽 右同断 (92ウ)

秋ヲムシヤ 乙名、小使、 網持之蝦夷人江地廻煙草弐わツ、被下之、

秋中ハ御詰合様御引払ニ付、 支配人、 通辞ゟ御法渡之趣申聞、 御盃并ニ介

抱とも夏ヲムシヤ同様取扱来候、

夏秋両度ヲムシヤ仕候、 夷人共罷越、ヨイチ夷人同様ニヲムシヤ式致遣漁事ニ取掛申候 秋ヲムシヤ〔タヌオ〕之節ハ鮭漁取掛候前ヲシヨロ蝦

乙名小使役儀申付候節運上家ゟ呉候品左之通

台盃

小袖

壱 [ 壱 [ 壱 ] を 数枚数枚組 93 2 2

青酒壱樽壱ツ 「清酒」 「清酒」 「清酒」

弐俵

造米

壱俵

但役柄ニ応被下之、

ダ 94 オ

イシカリ御詰合様御下之節役夷人共江青酒五合ツ、、[清酒] 煙草壱わツ、

被

日々介抱七合五勺、外二其時二応じ〔42〕濁酒或者魚類等折々差遣申候、

但夏秋両度ヲムシヤ之節役夷人江被下之、尤請負人ゟ

95 オ

青清 酒酒

但夏秋両度ヲムシヤ之節請負人ゟ被下分并彼等漁勘定之内を以差遣候分

右之通相違無御座候、 以上、

卯八月

「○」鰥寡孤独極難病夷其外介抱手当方仕来書上 〔66ぇ〕〔朱筆〕

支配人 長七 (95º)

◎半丁白紙 (60 2)

鰥寡孤独并奇特之者病夷手当方書上

座候、 等も相呉 [97才] 置申候、 尚世話致し者無之極難之者者運上家ニ取寄、 老人幼者手当介抱之義者矢張鰥寡孤独之者 夫々介抱并衣類

減も (タテウ) 相分不申候付、運上家ニて煎、日々三度も相与江申候、 人之儀者御見廻迠差扣候義も御座候、 煎薬者彼方ニて為煎候てハ加

元江取寄、夫々介抱致候儀二御座候、

[○のみ朱筆]

(集) 当左之通

一、 青清木 酒酒綿 壱升

濁酒 弐升

五升

ダ (98 ウ)

「〇」一、蝦夷人死亡之節手当方左之通、(朱筆)

鰥寡孤独之者救方之義者蝦夷人共之内江願出し世話致させ候義も御

病夷有之節ハイシカリ表江願出、 同様取扱来候、 御医師様御見廻相願、 又者疑敷病

介抱之義も其病人ニ応じ米、干魚等差遣申候、手近之場処ハ運上家

疫病痘瘡都流行病ハ番人為差添山奥江為立退、 介抱手当致 [98オ] 置

懷怡之女子有之節ハ平日共運上家ゟ手当仕、[胎] 外夷人通路差留可申候、 尚又出産之節ハ手

造米 八升 弐俵

青清酒

濁酒 四升 八升 弐升

Ø (99 ★)

幼者手当方左之通

古手 壱数 [校] (本)

鎚ル 壱本 弐反

木綿

煙草 壱<u>(</u>芝 数 (99 ウ)

造米 弐俵 間切

青清濁酒酒酒 三 四 拾 [ 操 操 八升

古手 中 (枚) (枚) で数し、

壱 [三 数枚わ

煙草

壱本

木綿

弐反 [00オ]

青清濁 酒酒酒 木綿針 四升

X 100 ウ

但女夷人遣し、

◎半丁白紙

igi ウ

奇特独之者も右同断、

右之通相違無御座候、以上、 卯八月

支配人 長七 (0)オ)

ヲムシヤ御申渡書上 [02オ]

申 渡 ◎半丁白紙 (02 º)

前々被 従

仰渡候御法度之趣堅相守、上を重し親を大切ニいたし、 勿論親族朋友二至迠睦鋪可致事 〔103才〕 夫婦兄弟者

公議御用舟者勿論、其外之船々難舟等見請候ハ、、早速助船差出可申候、 途中抔ニ而見請候ハ、、其処之最寄運上家等江可申出事、 且異国舟又者怪敷舟等見請候ハ、、早速運上家 [gi つ] 江可申出、 猶亦稼先

他場所へ用事等有之候節ハ運上家江願出候而可罷越事、 104 オ

御軽物従

前々出増之儀堅申渡候得共近頃者出不足ニ相成候間、 其方共ゟ平蝦夷人共

江急度申付出情出增候様心懸可申事、 104 ウ

\_

海鼡、蚫漁業之義も別而出情致、 蝦夷人共江精々申付、 出増ニ相成候様可致事 隠売買等ハ決し而相成不申候間、

御用状并諸士通行之節者(エロオ)運上家ら申付次第無違背堅相守り、 足無滯相勤可申事 継立人

但万一荷物紛失いたし、 又者損し候節ハ、請負人者不申及一同不相

> 候、 被 仰付候間、篤与相弁ひ平夷人共江能々可申聞事 万一荷物等切解品物盗取候夷人有之節者、 〔152〕其者急度御仕置

喧硴口論者堅相慎朋友之蝦夷人共互ニ中能いたし、平日之言葉を意趣ニ 償ヶ間 「(06オ) 鋪義いたし間敷事、

蝦夷人病気為御救之御医師ヲ被差遣置候間、 聊之病気ニ而も運上家并番家

但蝦夷人出生病ス有之節ハ (66々) 其度々運上家江相届可申事、江申出、薬用可致事、

平蝦夷人之内独身之者江者其場所乙名、 小使共ゟ厚く心ヲ用ひ相応之縁組

能々相弁ひ心懸可申事 可為致、左候得者末々人数も大勢ニ相成、行末繁昌之 (ロタス) 基ニ候、此所

働候之様其方 (ロ゚ウ) 共占一同江申渡可置候、尤和人たり共非分之儀有之節 漁事手配向者勿論、平日共支配人、通辞、 ハ不隠置内々詰処江可申出事 番人之差図ヲ請、 万端実貞ニ相

前々ゟ番人其外之和人とも女子抔江心安くいたし候儀不相成趣急度申渡置 段可申出候、万一支配人聞入不申節ハ詰処江可申出事 候得とも、 〔837〕 心違ニ而不儀いたし候者有之候ハヽ、支配人、通辞江其

山々樹木有之候場所ハ決而野火付申間敷事、 108 ウ

但樹木焼払候而者往々家木、薪木ニ差支候間、 蝦夷人、ヘカツニ至迠可申聞事 能々相弁ひ其方共より平

能々消候様、 其方共
と平夷人共
江厳敷
可被申付事

附野火之儀ハ年々厳敷被仰出候、

樹木有無他領ニ不拘、

野火付候者見

山働之節ハ煙草之火迠も心付

当次第召〔四才〕捕可差出旨被仰出候間、

右之條々申渡候間、 堅く相守り可申もの也、 1<u>0</u>9 ウ

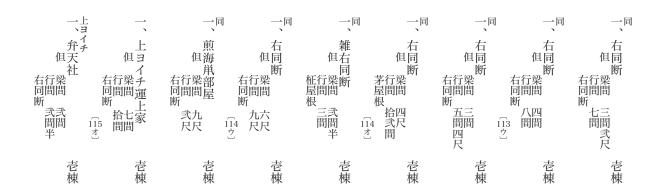
是又平

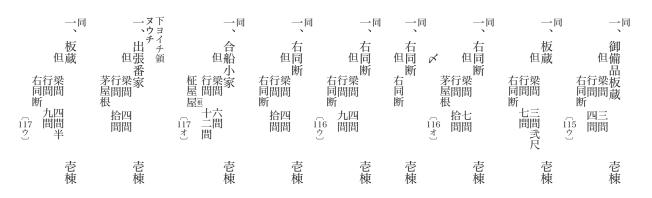
乙名

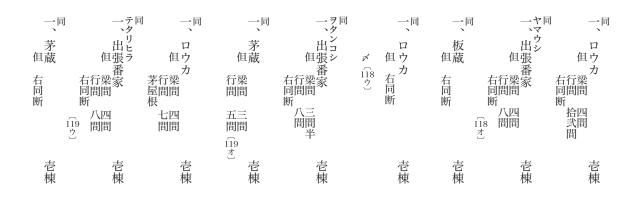
小使

役蝦夷人共江 [10オ]

一、右同断 但 梁間 弐間半 右同断 三間 岩間半	一、右同断 但 梁間 三間 行間 四間	一、右同断 但 梁間 八間 石同断 八間 四間 12 2	右同断 一、板蔵 一、板蔵 一、板蔵 一、板蔵 三間弐尺 では、三間弐尺	下ヨイチ 但 梁間 弐間 右同断 弐間 12 半	で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ave j	紙(山ウ)	○半丁白紙 (10º) (米筆) (米筆)
壱 棟	<b>壱</b> 棟	壱棟	尼春棟	壱棟	継 壱 棟		户 同 言	建ケ 所 書 上 つ







| 一、出張番家 | 一、出張番家 | 一、出張番家 | 三間 . イウナイ 一、出張番家 行間 八間 八間『 一同 **茅** 但蔵 一。 ロ ロウ カ ◎半丁白紙 〔22〕 卯 五 月 右之通相違無御座候、 但ウカ 但ウカ 右同断 右行梁 同間間 断 行梁 間間 右行梁 同間間 断 i 拾四 間間 l 拾四 間間 · 八四 間間 八四 間間 拾四 間間 120 才 121 才 121 Ż 以上、 1<u>2</u>0 ウ 壱棟 壱棟 壱棟 壱棟 壱棟 壱棟 壱棟

支配人 長七 [22才]

#### 史料解題

## [B7] 此五冊二諸書上諸答書

をこよりで一綴りにしたものである。五冊の内容は以下の(一)~(五)のと 前藩のイシカリ勤番の詰合(上田堤、 本資料は、 天保三年(一八三二)にヨイチ場所支配人長七(運上家)が松 竹内儀兵衛)へ提出した書類の写し五冊

## (一)上下ヨイチ御場所御軽物取蝦夷人別書上

おりである。

「軽物」(③の狩猟のため山へ入るアイヌ十四名の名前を書き上げ、詰合へ

## (二) 上 (境 ら境 ら境 ら山諸木有所書出)

届け出た書類の写しである。

イシカリ詰合へ提出した書類の写しである。 イ村、秋味川、フンコへ崎)における「木品」 マリ村、レタリヒラ村、オタンコシ村、ヤマウシ村、ヌウチ村、オヒシャクナ 上ヨイチ・下ヨイチ場所内の各所(チャラツナイ村、 (雑木山、椴木の別) について ユウナイ村、シュマト

## (三) 上 (運上家蔵々漁小家蝦夷家書上)

合へ届け出た書類の写しである。 ヨイチ場所内各村における運上家、蔵々、 漁小家、 蝦夷家の軒数・棟数を詰

### 四 御詰合様方江七度御進物金納書上

することを求める詰合への願書の写しである。 詰合が到着してから交代するまでの七度の進物料(4)を隣場所同様に金納と

## (五)上(上下ヨイチ場所御目見得蝦夷人書上)

前を詰合へ届け出た書類の写しである。 「御目見得」のため松前城下へ向かうアイヌ七名と付添人一名の計八名の名

ほぼ同一といってよい内容であることから、本資料の翻刻の可能性が高い。 いる。『上下ヨイチ御場所諸書上御答書』という題の史料がそれである(5)。 なお本資料と類似の史料が 『余市町史 第一巻・資料編』に翻刻掲載されて

## [B72] 御場所海岸図取御通行記録

郎⑤一行である。七冊の内容は以下の(一)~(七)のとおりで、(一)~おり、五月は「御見廻」の青山壮司一行、七月は「図取御役人」の今井八九綴りにしたものである。松前藩士一行は、この年五月と七月の二回来訪して運上家の対応記録一冊と一行へ提出した書類の写し六冊の計七冊をこよりで一連上家の対応記録一冊と一行へ提出した書類の写し六冊の計七冊をこよりで一

# (一)御場所海岸図取御通行記録(二)の二冊が今井一行、(三)~(七)の五冊は青山一行の関係である。

之通為念相認置候」とあるとおり、 二十九日にヨイチ場所を出立している。支配人代、通詞、 井八九郎一行への進物 が後年の備忘のために記した文書である。 上家)関係者のほか上ヨイチ脇乙名、下ヨイチ乙名などアイヌの有力者などが にユウナイ番家、二十七日ヤマウシ番家、二十八日モイレ運上家へ宿泊し、 の積み入れ荷物などを記した七月晦日付けの文書である。一行は七月二十六日 行の主な対応にあたり、 御場所海岸図取」 (菓子料)、 (蝦夷地の測量地図作成) 数十名の人足も動員されている。文書末尾に「前書 一行への提出書類の写しではなく、 一行の宿泊場所、 のためヨイチ場所を訪れた今 対応者の名前、 番人などの場所(運 対応船へ 運上家

## (二)上〔上下ヨイチ出産物・蝦夷家等書上〕

ある。 る。 を記す。 書類の写しである。漁獲高は卯年 軒数と人別、 ヨイチ場所の漁獲高、 ヨイチ場所の 軽物はクマ皮二枚(クマ胆添)とキツネ皮三十六枚を春に上納したと 船澗の深さなどを記す。 「蝦夷家」 上納軽物数、 の軒数は七十九軒で、男女四百七十一人とあ (天保二年) から巳年 上ヨイチ・下ヨイチ場所の 今井八九郎一行へ提出した運上家作成 (天保四年) の三年分 「蝦夷家」 0

### 追鯡取御免判書上

た和人漁民の名前と居村、船の種類・数を記す。青山壮司一行への運上家提出「追鯡取御免判」(出稼ぎニシン漁のための蝦夷地入漁許可証)を与えられ

艘)、人数百四十七人とある。 書類の写しである。船数四十二艘(三半船十三艘、ほつち船十九艘、図合船十

#### (四) 合船書上

類・数を記す。青山壮司一行への運上家提出書類の写しである。「合船御免判」(造船許可証)を与えられた和人漁民の名前と居村、船の種

#### (五) 御積米書上

う)を青山壮司一行へ届け出た運上家の提出書類の写しである。 上下ヨイチ場所の備米⑦三百俵の積み替え(交換した米を「積米」とい

## (六)上下ヨイチ御場所仕込品積下り船々書上

を記す。 荷丸三人乗)、藤蔵船(若狭小浜長福丸拾人乗)の三艘である ごとに記されている。 ヨイチ場所へ到来した「仕込品」 青山壮司 一行へ届け出た運上家の提出書類の写しである。 船は吉松船(手船三社丸四人乗)、 (米、 酒、 網 縄、 塩など) 三郎兵衛船 の品名、 到来した船 数量

## (七)上下ヨイチ御場所番人書上

両、稼方は金八~十両とある。 一人、通詞代一人、番人九人、稼方十三人)の名前が記されている。末尾に給一人、通詞代一人、番人九人、稼方十三人)の名前が記されている。末尾に給た運上家の提出書類の写しである。合計二十五人(〔支配人〕一人、支配人代上下ヨイチ場所の番人及び稼方の名前と居村を記す。青山壮司一行へ届け出

## [B73] 御家老様御廻嶋ニ付御取扱心得書

記した二冊をこよりで合綴したものである。次の二冊からなる。巡視 ②に際して、ヨイチ場所での接待の心得や、一行に提出した書類などを本資料は、天保十二年(一八四一)の松前藩家老小林三左衛門一行の蝦夷地

## )御家老様御廻嶋ニ付御取扱心得書

行への接遇や心得について記した書類である。一行がヨイチ場所へ到着したら内題「天保十二辛丑年御家老様御廻嶋ニ付御取扱心得向御伺之事」。家老一

以下へ振る舞う膳・盃の中身を詳しく記す。船を差し出すこと、到着の当日は菓子・茶を差し出すことのほか、重役や添役支配人代と「役夷人」が出迎えること、一行の船が運上家の近くまで来たら引

# (二) (御家老様御廻嶋之御人数・座敷・出迎船、書上弐冊

備米、 上は、 行は、 はヨイチ場所内海岸の各地間の里数の書上である。 船のことを記し、 である。 はじめに松前藩家老小林三左衛門一行の人数や、ヨイチ運上家の座敷や出 早船乗早走り番人・蝦夷人の名前、 五月四日にヨイチ場所へ到着し、翌五日に出立している。 御備幕串・松明・草鞋、 ①「ヨイチ御場所取調書」と②「ヨイチ御場所里数并字附書上」の二冊 いずれも天保十二年五月付けで、支配人代孫兵衛差出である。 次に一行へ提出した書上二冊の写しを記す。 「役蝦夷人」の名前・家数・人別、 運上家・蔵々その他の棟数の書上、 小林三左衛門 提出した書 場所境里 ①は御 2

## [B74] (諸書上・届書綴)

本資料は、ヨイチ場所支配人(運上家)からイシカリ詰所(松前藩のイシカリ勤番所)へ提出された天保十三~十四年ごろのさまざまな届け書きの写しをリ勤番所)へ提出された天保十三~十四年ごろのさまざまな届け書きの写しを(十二)~(十五)のとおりである。なお(一)~(五)、(八)~(十)、(十二)~(十五)のとおりである。なお(一)~(五)、(八)~(十)、(十二)~(十五)のとおりである。

## (一) 壱番幸宝丸入津之口書

船である。表紙に「尾樽内御出役工藤福次郎様」とある。ため)入津の届けである。幸宝丸は弁財四人乗りで、請負人竹屋長左衛門の雇幸宝丸(四月八日七つ時頃過ぎに入津、船頭太兵衛(大坂)、囲荷物積取の

### (二) 弐番円通丸入津口書

物積取のため)入津の届けである。円通丸は弁財五人乗りで、請負人竹屋長左円通丸(四月十九日八つ時頃過ぎに入津、船頭藤五郎(枝ヶ崎町)、切囲荷

衛門の手船である。表紙に「ヲタルナ井出役工藤福次郎様」とある。

## (三) 四番神明丸入津口書

神明丸(五月十九日暮六つ時頃入津)

船頭直吉

(新潟鶴泊り)、夏荷物積取

雇船である。表紙に「当所御詰野村清次郎様」とある。のため)入津の届けである。神明丸は弁財四人乗りで、請負人竹屋長左衛門の

## (四) 五番広栄丸入津口上

雇船である。表紙に「当所御詰合野村清次郎様」とある。のため)入津の届けである。広栄丸は弁財七人乗りで、請負人竹屋長左衛門の広栄丸(六月四日昼八つ時頃過入津、船頭甚右衛門(大坂)、夏残荷物積取

### (五) 神力丸入津之口上

的が不明である。 物力丸(七月八日昼八つ時頃入津、沖船頭嘉助(大坂))入津の届けである。神力丸は弁財七人乗り、請負人竹屋長左衛門の雇船で大坂の帯屋嘉兵衛のる。神力丸は弁財七人乗り、請負人竹屋長左衛門の雇船で大坂の帯屋嘉兵衛のる。神力丸(七月八日昼八つ時頃入津、沖船頭嘉助(大坂))入津の届けであ

## (六) 運上家漁船蝦夷船并書上

**村之船(外ニ用意船)」「外ニ用意船」に分けて記載されている。 ヨイチ場所にある船の種類と数の書上である。「運上家遣漁船」「夷人共所** 

### (七) 松栄丸積荷本送状

る。年代も異なり、本資料全十五冊のなかで異質である。(七)以外は、ヨイチ運上家からイシカリ詰所や江差沖口役所などへの各る。(七)以外は、ヨイチ運上家からイシカリ詰所や江差沖口役所などへの各松栄丸弥兵衛の船が積み入れた品物の種類と数量を書き上げた送り状であ

### (八) 覚 (造船改届)

した造船改め及び譲渡の届け六通の写しを記した文書である。 即(天保十四年)五~六月付けでヨイチ運上家が江差沖口役所・詰所へ提出

#### (九) 御軽物書上

地役人の二ヶ所へ軽物書上を提出したことがわかる。 上候」とあり、 ルナ井出役工藤福次郎様へ 数量と代米の額を記載した軽物書上 ヨイチ場所に納められた「軽物」(キツネ皮、カワウソ皮、アザラシ皮) ヨイチ場所を管轄する松前藩イシカリ詰所の出張役人と北蝦夷 外二此通相認四月廿三日北蝦夷地御役人様へ奉書 (軽物上納の届書) である。 表紙に「ヲタ

### $\widehat{\pm}$ (御備米・御備幕串松明草鞋書上)

幕串松明草鞋書上」)を記した文書である。両者とも天保十四年六月付けで、 ヨイチ場所からイシカリ詰所への届けの写し二通(「御備米書上」、 「御備

## ヨイチ御場所支配人長七から詰合宛である。

+

御備品書上

備品 (幕串・松明・草鞋) の各運上家・番家ごとの数量の書上である。

#### <del>+</del> = 御軽物書上

様御交代之節書上致し候」とある。 を記した軽物書上(軽物上納の届書) ヨイチ場所に納められた「軽物」 (秋野熊皮、 である。表紙に「石狩御下役工藤福次郎 熊膽添え) の数量と代米の額

## (十三) ヨイチ御場所里数書上

ヨイチ場所海岸の各地間の里数の書上である

#### (十四) 陸通下り番人書上

陸通りを下るヨイチ場所の番人・稼方二十人の名前の書上である。

### (十五) 追蚫出稼之書上

ケ場所が蝦夷人男女三十人とある。 人数と付添番人の名前の届けである。 フルウ場所及びマシケ場所へアワビ漁 フルウ場所が男蝦夷人三十五人、マシ (夏漁追蚫出稼) へ赴くヨイチアイヌ

#### В 75 公辺御役人様方江答書写

提出した書類の名称や、 本資料は、 嘉永七年 (一八五四) 幕吏からの質問・応答内容を書き留めたヨイチ運 幕吏による蝦夷地巡視に際し、

> 様」 りと は、 数冊準備し、役人の到来に備えていた様子を本資料から読み取れる。 として派遣された水野正左衛門一行に関するものである(9)。 家作成の覚書 へそれぞれ提出していることから、ヨイチ運上家では、 「字里数書」などのヨイチ場所に関する基本的事項を記した書類を重役たち ヨイチ場所の運上金について口頭で質問され、「御跡御役方」へはしっか (口頭ではなく)書類を作成しておくよう指示を受けたことがわかる。 (河津三郎太郎)、 (備忘録)である。本文に「上川様」 「水野様」 (水野正左衛門)とあることから、 (上川伝一 提出用の同様書類を複 「蝦夷人別書」 郎)、 上川から 先遣隊 「河津

や

#### Б 76 書上留

四年) を各々行うこと。 ること。 漁後から七月まで(ただしヨイチ場所はアワビが不足なので、フルウ場所へア 場所通行の際、下ヨイチ運上家が手狭であったこと。 チ運上家は古来より破損し、去午年 チ運上家はサケ漁の際や、冬季のイワナイ山道越えの際に用いること。下ヨイ られない細やかな情報が記されている。例えば次のようなものである。 りとなり、 イチの) イヌ七十人が出稼ぎへ行く)、サケ漁は彼岸より取り掛かり土用中に最盛であ ン漁は春彼岸過ぎ十五~十六日から小満まで、夏のナマコ・アワビ漁はニシン なっていることから、6オ以降の方が新しい情報の記載であると言える。 77] とよく似ている。6オに「改而」とあり、 る。 本資料には、ヨイチ運上家の普請、漁業旬季や仕来りなど、他の史料には見 本資料は、ヨイチ場所に関するさまざまな事項を備忘的に記したものであ 横半帳仕立てで、 に完成したこと。昨年の寅年 網持アイヌが(オショロで) 運上家が主導するサケ漁の後、 勘定差引を行うこと(1) サケ漁中のオショロ場所はヨイチ運上家の管轄となり、 朱筆や見せ消ちによる訂正が少々見られる。 (嘉永七年)の幕吏北蝦夷地巡視のヨイチ (弘化三年)に普請をはじめ、 行ったサケ漁は、 アイヌがヨイチ川で飯料稼ぎのサケ漁 前後でほぼ同じ内容の記載と 稼方の旬季は、春のニシ ヨイチ運上家の受け取 丑年 上ヨイ

なお本資料の末尾・39オに「私祖父長左衛門」

「私親彦左衛門」とあること

(源左衛門)

異筆による21オ〜36オ以外の部分は、三代目長左衛門

から、

成と判断することができる。

林家三代目の長左衛門 なお本資料の筆跡が [B77]と似ていることから、本資料の作成者は、 (源左衛門) と判断しておきたい (理由は次項)。

#### В 77 余市場所要用

介抱手当に関する付箋一点の二点が、「要用留」に挟み込まれている。 忘録的である。 まざまな基本的事項を記した文書である。横半帳仕立てであり、 本資料は、 嘉永六年(一八五三)までのヨイチ場所の支配・ なお、ヨイチ場所の運上家・番家に関する文書一点とアイヌの 経営に関わるさ 記載内容は備

36オは異筆である(三) 「要用留」全四十六丁のうち20~39丁は、紙型が一回り小さい。また21

門と改名)のことと考えられる。 (一八五五) 以前のヨイチ場所のことである。 (成立年代は)安政二年ではなく、元治元年以降ということになる) 内容は多岐に渡っており、竹屋林家のヨイチ場所請負の経過やアイヌの 表紙・1オには「安政二乙卯年四月」 竹屋林家三代目の竹屋長左衛門(元治元年 したがって、本資料が現体裁になったの とあり、 (一八六四) 隠居後に林源左衛 しかし、 記載内容も安政 表紙の 「林源姓」 二年 ٤

記載なし)、アッケシ場所(東蝦夷地、 交易値段、 のアイヌの人別、 、西蝦夷地、 雇用の実態、 鯡二八取の免判などである。 文政八年から請負)と竹屋林家の請負場所の変遷も記す フルウ場所へのアイヌの出稼ぎ、嘉永六年(一八五三) 「役夷人」の名前、 出荷物高、 文化十四年から請負)、ヨイチ場所 アブタ場所(東蝦夷地、 オムシャの取り扱い、 請負開始年の 時点

#### В 78 (ヨイチ場所諸書上綴

本資料は、 ヨイチ場所へ到来した幕府の御制札とヨイチ場所支配人差出

> た あることから、安政二年(一八五五)幕府の第二次蝦夷地直轄に際し作成され 上を一冊の簿冊に写したものである。 「御引渡目録」の写しと考えられる。 1オに 「御引渡ニ付御場所ニ而書上」

٤

通の計画 収 録文書の概要は[表2]のとおりである。 二十九の文書の写しを収録する。 御制札の写し三通と書上二十六

物館所蔵の林家文書などにも見える(2)。 藩が蝦夷地の各場所へ通達したものと考えられる。同様の写しは、 御制札写しは、天保八年及び十三年に幕府より松前藩へ到来した制札を松前 余市水産博

印鑑に関する書上の収録も本資料の特徴である。 番人・稼方の名前、 ほとんどである。ヨイチ場所の船数、 情報量が豊富である。また、ヨイチ場所運上家(「上ミ下ヨイチ運上屋」 に関わる基本的事項を記載したもので、 残りの書上写しは、 漁業の手配、 支配人長七などが差出の卯年 オムシャ申渡など、 アイヌの給料、 他の類書(ヨイチ場所書上) (安政二年) 付けのものが ヨイチ場所の支配・経営 軽物買入値段、 支配人・

言えるのかもしれない ないため、 本資料と同筆と考えられることから、両書はほぼ同時期の作成と推測できる。 渡目録』がある(図)。この資料は、 情報量は本資料の方が豊富である。 余市本には冒頭部 (御制札写と書上) 本資料とよく似た資料に、余市水産博物館所蔵の林家文書『ヨイチ場所御引 実際に運上家が提出した「引渡目録」は余市本の方が原型に近いと を収録する。 (2オ~3ウ) に目録 本資料に比し、 表紙に「安政二年卯八月」とあり、 ただし、 (目次) 本資料には冒頭の目録部の記載は 収録文書数は少なく、 の記載があり、 十六の文書 内容・

#### 表2 林栴家資料B78の構成

212	HILLS SEALED CON HAIR		
番号	名 称	年 代	丁番
1	〔ヨイチ場所御制札写(薪水給与令関係・10月付け)〕	天保13年12月	2才
2	〔ヨイチ場所御制札写(似セ金銀御制禁関係・7月付け)〕	天保13年9月	5ウ
3	〔ヨイチ場所御制札写(竹島渡海関係・2月付け)〕	天保8年4月	8才
4	年々上納御役塩数子書上	卯5月	11才
5	御場所境小名里数書上	卯	13才
6	蝦夷人用意飯料書上	卯5月	17オ
7	運上家持船々書上	卯8月	19才
8	雇蝦夷人給代書上	卯8月	22才
9	御備米御預高書上	卯8月	25才
10	御軽物買入直段書上	卯8月	27才
11	酉年ゟ丑年迠五ヶ年分二八取鯡取上高調子	卯8月	30才
12	寅年出産物書上	卯8月	32才
13	蝦夷人共ゟ産物買入直段書上	卯8月	36才
14	運上家印鑑書上	卯8月	39才
15	寅年合船御免判控	卯5月	41才
16	蝦夷人掟書上	卯8月	44才
17	春廻鯡取名前書上	卯5月	46才
18	支配人并番人稼方名前書上	卯8月	53才
19	御目見得之節蝦夷人献上之品書上	卯8月	58才
20	御備品御預り高	卯8月	62才
21	鯡取持船惣乗数書上	卯8月	65才
22	漁業手配方書上	卯8月	73才
23	上下ヨイチ御場所老夷人書上	卯8月	79才
24	烽火台ヶ所付并早船早走之者名前書上	卯8月	82才
25	浅深書上	卯8月	85才
26	夏秋両度ヲムシヤ取扱方并蝦夷人江役儀申渡候節差遣候品書上	卯8月	89才
27	鰥寡孤独難病夷其外介抱手当方仕来書上	卯8月	96才
28	ヲムシヤ御申渡書上	月日	102才
29	運上家并番家蔵々建ヶ所書上	卯5月	111才

註

- î ) 北海道開拓記念館『林家資料目録 (北海道開拓記念館一括資料目録第三八集)』 (北 海道開拓記念館、二〇〇九年)。
- (2) 東俊佑・三浦泰之・ちゃれんが古文書クラブ 「北海道博物館所蔵の林栴家資料 ( 林家請負初期関係資料—」(『北海道博物館研究紀要』第七号、二〇二二年)。
- (3)軽物とはラッコの皮、ワシの羽など、松前藩がアイヌから独占的に買い上げた産 三四)』、二〇〇二年)を参照のこと 物のことであるが、十九世紀のヨイチ場所における軽物とは、クマ皮・クマ胆や カワウソ、キツネ、テンなどの小型獣の毛皮を主に指す。ヨイチ場所の軽物狩猟 については、出利棄浩司「近世末期におけるアイヌの毛皮獣狩猟活動について」 (佐々木史郎編『開かれた系としての狩猟採集社会 (国立民族学博物館調査報告
- (4)松前藩勤番への進物料の請負人の負担については、高倉新一郎『新版アイヌ政策史 (三一書房、一九七二年)の二八一~二八二頁を参照のこと。
- (5)余市町総務課余市町史編集室編『余市町史 三〇三~三一〇頁。番号Ⅰ・12が付されている 第一巻·資料編一』余市町、一九八五年
- (6) 今井八九郎については、佐々木利和「今井八九郎の蝦夷地図考―和人地関係図を 照のこと。 中心に―」(『松前藩と松前(松前町史研究紀要)』第二一号、 一九八四年)などを参
- (7)場所備米については、菊池勇夫『飢饉から読む近世社会』(校倉書房、二〇〇三年) などを参照のこと。
- (8)松前藩復領後(文政五年以後)の松前藩上級家臣の蝦夷地巡視は、 なかったとされる(前掲(4)『新版アイヌ政策史』二八一頁) (一八五○)の藤倉織部、安政二年 (一八五五)の工藤貞右衛門以外に特別な巡視は (一八二四)の家老蠣崎民部、 天保十二年 (一八四一) の小林三左衛門、 文政七年 嘉永三年
- (9) 嘉永七年 (一八五四) の幕吏蝦夷地巡視に関しては、東俊佑「嘉永年間における カラフトをめぐる動向」(『一八世紀以降の北海道とサハリン州・黒竜江省・アル 記念館、二〇〇五年)、三浦泰之・東俊佑・松本あづさ「近藤家資料のなかの書簡 バータ州における諸民族と文化―北方文化共同研究事業研究報告―』北海道開拓 (2)—嘉永七年幕吏巡見随行関係文書—」(『北海道開拓記念館調査報告』第四七号、 一○○八年)などを参照のこと
- ) オショロ場所は、 来りであり、ヨイチアイヌがオショロ場所のシオヤ、オショロアイヌがヨイチ川 秋のサケ漁の際にヨイチ運上家の管轄となるのが古来よりの仕

ほぼ同様の記述は、 本稿で紹介した林栴家資料B78にも見える。 栴家資料B2) などに見える。 『ヲシヨロ場所引渡一件』は、前掲註(2)で紹介した。 でサケ漁を行っていたことが、『ヲシヨロ場所引渡一件』(北海道博物館所蔵の林

- (11)北海道博物館所蔵の林栴家資料B1やB2の筆跡に酷似している
- (1)例えば、余市水産博物館所蔵の林家文書Ⅰ・43やⅢ・25など。
- (13) 余市水産博物館所蔵の林家文書I・43。余市町総務課余市町史編集室編『余市町 第一巻・資料編一』余市町、 一九八五年、一二〇三~一二二〇頁

**MATERIALS** 

#### Historic Materials of the Family of HAYASHI Kaoru in Hokkaido Museum Collection Materials, Part 2

Kakiage of Yoichi Basho

AZUMA Shunsuke, MIURA Yasuyuki and Charenga Komonjo Club

The HAYASHI Kaoru family materials are a group of historical documents that were handed down to the HAYASHI family, which served as Yoichi basho ukeoinin (subcontracted trading post merchant managers) in the late Edo period around the 19th century. This paper is a summary of eight items (catalog numbers B71-78), such as a book containing copies of documents submitted to the Matsumae Clan officials by the unjoya (trade post) of the Yoichi basho, which were deciphered from a brush style of writing and transcribed into a block style in their entirety to provide information on various aspects of the Yoichi basho during the Matsumae Clan restoration period (around 1820-50s).

In previous studies of the Ezo Region in modern history, specific aspects of location management, such as Ainu rule by the unjoya trade post under the subcontracted trading post system, people's living conditions, and social structure, have not always been clarified. The introduction of these materials is expected to advance the study of the subcontracted trading post system in the future.

This paper is also the result of the 2022 activities of the "Charenga Komonjo Club," a group of Hokkaido citizens who participate in learning about ancient documents at the Hokkaido Museum.

AZUMA Shunsuke: History Studies Group, Research Division, Hokkaido Museum MIURA Yasuyuki: History Studies Group, Research Division, Hokkaido Museum Charenga Komonjo Club